

平成19年第1回京丹波町議会定例会（第1号）

平成19年3月6日（火）

開会 午前 9時00分

1 議事日程

第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

自 平成19年3月 6日

14日間

至 平成19年3月23日

第 3 諸般の報告

第 4 議案第 2号 京丹波町生活安全条例の制定について

第 5 議案第 3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定について

第 6 議案第 4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定について

第 7 議案第 5号 京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定について

第 8 議案第 6号 京丹波町立幼稚園通園費に関する条例の制定について

第 9 議案第 7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第 8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第 9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第15 議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

第16 議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- 第 1 7 議案第 1 5 号 京丹波町総合計画基本構想を定めることについて
- 第 1 8 議案第 1 6 号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について
- 第 1 9 議案第 1 7 号 船井郡衛生管理組合規約の変更について
- 第 2 0 議案第 1 8 号 京都中部広域消防組合規約の変更について
- 第 2 1 議案第 1 9 号 平成 1 9 年度京丹波町一般会計予算
- 第 2 2 議案第 2 0 号 平成 1 9 年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算
- 第 2 3 議案第 2 1 号 平成 1 9 年度京丹波町老人保健特別会計予算
- 第 2 4 議案第 2 2 号 平成 1 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算
- 第 2 5 議案第 2 3 号 平成 1 9 年度京丹波町水道事業特別会計予算
- 第 2 6 議案第 2 4 号 平成 1 9 年度京丹波町下水道事業特別会計予算
- 第 2 7 議案第 2 5 号 平成 1 9 年度京丹波町土地取得特別会計予算
- 第 2 8 議案第 2 6 号 平成 1 9 年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算
- 第 2 9 議案第 2 7 号 平成 1 9 年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算
- 第 3 0 議案第 2 8 号 平成 1 9 年度京丹波町須知財産区特別会計予算
- 第 3 1 議案第 2 9 号 平成 1 9 年度京丹波町高原財産区特別会計予算
- 第 3 2 議案第 3 0 号 平成 1 9 年度京丹波町桧山財産区特別会計予算
- 第 3 3 議案第 3 1 号 平成 1 9 年度京丹波町梅田財産区特別会計予算
- 第 3 4 議案第 3 2 号 平成 1 9 年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算
- 第 3 5 議案第 3 3 号 平成 1 9 年度京丹波町質美財産区特別会計予算
- 第 3 6 議案第 3 4 号 平成 1 9 年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算
- 第 3 7 特別委員会委員の選任について

2 議会に付議した案件

議事日程のとおり

3 出席議員（16名）

- 1 番 西 山 和 樹 君
- 2 番 室 田 隆一郎 君
- 3 番 東 まさ子 君

5 番 横 山 勲 君
 6 番 坂 本 美智代 君
 7 番 今 西 孝 司 君
 8 番 小 田 耕 治 君
 9 番 畠 中 勉 君
 10 番 山 田 均 君
 11 番 藤 田 正 夫 君
 12 番 山 内 武 夫 君
 13 番 篠 塚 信 太 郎 君
 14 番 吉 田 忍 君
 16 番 野 口 久 之 君
 17 番 野 間 和 幸 君
 18 番 岡 本 勇 君

4 欠席議員（0名）

5 説明のため、地方自治法第121条の規定により出席を求めた者（21名）

町 長 松 原 茂 樹 君
 助 役 上 田 正 君
 助 役 堀 郁 太 郎 君
 教 育 長 山 本 和 之 君
 参 事 寺 井 行 雄 君
 参 事 田 渕 敬 治 君
 瑞穂支所長 森 田 一 三 君
 和知支所長 片 山 長 男 君
 総務課長 谷 俊 明 君
 企画情報課長 田 端 耕 喜 君
 税務課長 岩 田 恵 一 君
 住民課長 岩 崎 弘 一 君
 保健福祉課長 野 間 広 和 君
 子育て支援課長 朝 倉 富 雄 君

地域医療課長	上 田 進 君
産業振興課長	山 田 進 君
土木建築課長	松 村 康 弘 君
水道課長	田 井 勲 君
会計課長	下伊豆 かおり 君
教育次長	長谷川 博 文 君
監査委員	人 見 亮 君

6 出席事務局職員（2名）

議会事務局長	伊 藤 康 彦
書 記	山 内 圭 司

開議 午前9時00分

○議長（岡本 勇君） 皆さん、おはようございます。

議員の皆様には、ますますご壮健にてご活躍のこととお喜び申し上げます。

本日は、大変お忙しい中、定刻にご参集いただきまして、ありがとうございます。

ただいまの出席議員は16名であります。

定足数に達しておりますので、平成19年第1回京丹波町議会定例会を開会いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

《日程第1、会議録署名議員の指名》

○議長（岡本 勇君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、6番議員・坂本美智代君、7番議員・今西孝司君を指名いたします。

《日程第2、会期の決定》

○議長（岡本 勇君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から3月23日までの18日間といたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から3月23日までの18日間と決しました。

会期中の予定については、お手元に配付の会期日程表のとおりであります。

《日程第3、諸般の報告》

○議長（岡本 勇君） 日程第3、諸般の報告を行います。

京都府町村議会議長会定期総会において、京都府町村議会議長会表彰の授賞式、及び、全国町村議会議長会表彰の伝達式が行われました。

京丹波町議会では、東 まさ子議員が全国町村議会議長会表彰を、また、野間和幸議員が京都府町村議会議長会表彰を受賞されました。

まことにおめでとうございます。

後日の全員協議会において、表彰の伝達を行います。

本定例会に町長から提出されています案件は、議案第2号のほか、32件です。

後日、町長から追加議案の提出があります。

提案説明のため、松原町長ほか関係者の出席を求めました。

去る2月26日に、議会運営委員会が開催され、本定例会の運営について協議されました。

本定例会までに受理した要望書等をお手元に配付しております。

また、京丹波町監査委員より、例月出納検査結果報告がありましたので、お手元に配付しております。

本定例会の、瑞穂ケーブルテレビの自主放送番組録画放送のため、ビデオカメラによる撮影・収録を許可いたしましたので、報告いたします。

諸般の報告を終わります。

《日程第4、議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定について～

日程第36、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算》

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

ただいまから上程になります日程第4、議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定についてから、日程第36、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までの議案につきましては、本日は提案理由の説明のみとし、質疑、討論、採決は後日の日程のいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

これより、日程第4、議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定についてから、日程第36、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までを一括議題といたします。

町長の提案理由の説明を求めます。

松原町長。

○町長（松原茂樹君） おはようございます。

本日ここに、平成19年第1回京丹波町議会定例会をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましては、公私何かとご多用の中、ご参集いただき、まことにありがとうございます。

今年の冬は、過去に例を見ない暖冬となり、人々には過ごしやすい季節でありましたが、世界的にも今年の1月の平均気温が過去最高を記録するなど、温暖化ガス排出による地球温

暖化現象や異常気象の発生に感心を深めたところでもあります。また、本町にとりましては、夏の渇水が懸念される場所でもあります。

さて、合併して2年目を迎え、地方行財政を取り巻く環境は、以前にも増して厳しい状況となっております。合併前には全く明らかにされなかった実質公債費比率の指標導入や合併特例措置としての特別交付税算入の不透明さに加え、財政健全化判断比率として、新たに4指標を設ける新しい再生法制案が明らかにされるなど、地方分権を推進する一方で、困難を乗り越え合併した市町村にとって、新しいまちづくりの出鼻をくじかれるような、国の関与が強まる部分に戸惑いを覚える場所でもあります。

もちろん、我々地方自治体も、情報公開を徹底し、町民の皆様のご理解を得ながら努力を重ね、一層の行財政改革を進めるとともに、行政サービスの維持、確保に全力を挙げて取り組んでいく所存であります。

今期定例会には、京丹波町のまちづくりの指針となります総合計画基本構想を提案させていただきました。昨年の8月には、本計画について総合計画審議会に諮問し、審議会では全体会議や3つの部会で論議を重ねていただくとともに、高校生との共同研究や住民アンケートの分析などを加え、本年2月に答申いただきました。

将来目標像を「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷 京丹波」と定め、まちづくりの中心に人を位置づけ、生活の基礎となる交通や情報、健康・福祉、安全・安心等の基盤条件を整えることを前提として、住民自治を育み、行政だけでなく、町民の皆様、各種の団体、事業所などとの協働によるまちづくりの実現を目指すものであります。

今後、より具体的に基本計画、実施計画を策定し、進めていく場所ではありますが、健全財政に裏づけられた実効ある計画実施の実現となるよう、努めてまいる所存であります。

平成19年度国の一般会計予算は、実質経済成長率を2.0%とし、平成23年度に基礎的財政収支を確実に黒字化するとともに、簡素で効率的な政府を実現するため、これまでの財政健全化の努力を継続し、「行革推進法」に基づく行政のスリム化・効率化の徹底、総人件費改革や特別会計改革、資産・債務改革等を反映し、「活力に満ちたオープンな経済社会の構築」及び「健全で安心できる社会の実現」に集中した予算として、その総額は、前年度予算に対し4.0%増の82兆9,088億円となっております。

また、地方財政対策においては、地方税収入や地方交付税の原資となる国税収入が増加するものの、公債費が高い水準で推移することや、社会保障関係費の自然増等により、12年連続して財源不足が生じ、前年度と同様、国が一般会計からの加算、地方は赤字地方債とも

言える臨時財政対策債の発行によって補てん措置を講じることとしています。

その結果、地方財政計画の規模は、前年度同規模の83兆1,261億円とされたところであります。一般財源では、地方交付税が4.4%の減少と、依然として厳しい状況であります。

平成19年度の予算編成に当たっては、こうした厳しい財政環境での編成作業となりましたが、財政の健全性の確保に留意しながら、現状の課題に対応した施策の予算計上に努めたところであります。

基本的な考え方につきましては、将来の財政負担の軽減のための地方債の繰上償還を行い、実質公債比率の引き下げを図ること。行政改革推進委員会、公共料金等審議会、特別職等報酬審議会を設置し、行財政改革及び住民負担の公平性と適正化を図ること。現状の住民サービスの維持、確保を図るとともに、指定管理者の導入、人件費の減額や抑制に努めること。情報基盤整備、保育所建設に向けた準備を促進するとともに、引き続き重点施策であるダム関連対策事業、農林業基盤整備、安心・安全なまちづくりを推進すること等であります。

一般会計予算の総額は、99億4,100万円。前年度当初予算に比べ、0.9%の減。

16特別会計では、老人保健、町営バス運行事業の減額要因により95億8,260万円と、前年度対比3.6%の減額となっております。

すべての会計を合わせますと、総額で195億2,360万円余りとなり、前年度対比約4億4,136万円、2.2%の減額となりました。

それでは、まず一般会計についてご説明させていただきます。

歳出の性質区分から、投資的経費では約1億3,690万円減額の13億860万円余り、前年度対比9.5%の減額となりました。

人件費では、4.4%減の18億6,560万円余りを計上しております。行政サービスの維持確保に向けて、行政経費の節減が強く求められる中、引き続き特別職や管理職手当の減額、ノー残業デーや休日出勤の代休振替措置等を徹底し、時間外手当の抑制を図るとともに、旅費日当の支給区分の見直しを行うなど、8,650万円余りの減額といたしております。

物件費では、1億9,090万円減額の11億3,570万円余りを計上いたしております。合併後初の通年予算となった前年度予算の執行状況を検証し、精査を加えるとともに、指定管理者制度への移行や経常的な事務経費の縮減に努めたところであります。

扶助費につきましては、老人、障害者、児童福祉を主なものとして4億5,300万円、各種の負担金や補助金を主なものとする補助費等では13億3,690万円。

繰出金では、各特別会計への繰り出しに13億8,530万円余りを計上いたしております。

公債費では、1億2,770万円増額の22億3,710万円となりました。公債費負担適正化計画を策定し、うち2億円を繰上償還に充て、後年度の財政負担の軽減と実質公債費比率の抑制を行うこととしております。また、追加提案させていただく18年度補正予算にも、繰上償還3億円の計上を予定しているところであります。

これらの繰上償還による実質公債費比率は、17年度数値19.6%から19年度19.2%、適正化計画の最終年度である平成24年度には16.8%を推計いたしております。ご理解賜りますよう、よろしくお願いいたします。

それでは、項目ごとに特徴的なものについてご説明いたします。

総務費では、本町の情報施設の一元化を図るケーブルテレビ整備事業に3,486万円を計上し、事業実施に向けた調査設計業務を行うことといたしております。

また、健全な行財政運営、各種施設の使用料や上下水道などの公共料金のあり方、特別職等の報酬について審議会を設け、京丹波町として均衡ある受益と負担、行政サービスの適正化に努める所存であります。

合併特例債を活用した振興基金積立事業には、1億6,250万円を積み立て、後年度の財政基盤の強化を図ることとしております。

選挙費においては、4月に執行される京都府議会議員選挙に1,250万円、同じく7月に執行予定の参議院議員通常選挙に1,853万円を計上しております。あわせて、旧町からそのまま引き継いでおります選挙投票区につきましても、選挙管理委員会を中心に、早期の再編に向けて取り組むところであります。

民生費では、少子・高齢化が進む中、高齢者、障害者の方々が安心、快適に暮らすことのできる環境づくりと、児童福祉における次世代育成の充実、拡充に配慮した予算計上に努めたところであります。

障害者の自立支援事業に1億3,785万円、介護保険事業には2億108万円、老人保健事業には1億7,382万円を計上し、制度の円滑な運用と健全な運営を図ることといたしております。

また、少子化の進行と家庭、地域を取り巻く環境の変化は、次代の社会を担う子どもたちに大きな影響を及ぼしております。

拡充された児童手当に1億1,616万円、保育所費には3億2,180万円を計上し、子育ての意義について理解が深められ、すこやかな育成を支援することといたしております。

また、ご理解いただきました梅田、質美保育所の廃止とともに、新たな保育所建設に向けた調査費に100万円を計上したところであります。

保健衛生費では、町民一人ひとりが健康で明るく生き生きとした生活の維持のため、その健康を守る継続的な健康教育、健康診査、予防事業などの保健活動が極めて重要であります。

合併後、これらの健診事業については、住民負担を無料に統一し、運営をいたしてまいりました。引き続き、これを継続してまいります。

これらの各種健診や予防事業には、7,876万円を計上しております。また、医師・看護師の確保や、昨年6月の医療制度改革関連法案の成立等、極めて厳しい対応が求められる病院等の診療所費では、2億8,431万円を計上しております。

現在、地域医療対策審議会において、医療施設、地域医療のあり方について慎重に、かつ精力的にご審議をいただいております。その答申をもとに、今日の医療を取り巻く環境と町財政の運営に照らし、地域医療を支える観点から、望ましい方向性を見出したいと考えております。

不法投棄、水質保全、地球温暖化対策など、重要な政策課題となっております環境衛生面では、下水道会計の繰り出しを含め5億3,127万円、清掃費に船井郡衛生管理組合の分担金を主なものとして3億2,332万円、簡易水道費に2億4,021万円を計上いたしております。

環境問題に対する意識を高め、ごみの減量化やリサイクルの推進等に努めるとともに、未給水団地への給水等、安全で安定した水道施設の整備を図ってまいります。

農林水産業費につきましては、担い手の減少と高齢化の進行による農地の荒廃、集落営農機能の低下が懸念される中、担い手の連携による農地保全や、黒大豆、小豆、ソバ、京野菜等の特産振興など、生産性の高い農業の実現に引き続き努めるところであります。

中山間地域直接支払事業補助金に1億1,426万円、特産物等作付奨励金に2,038万円、継続事業である南丹農用地総合整備事業には、事業費負担等に1億1,270万円を計上しております。

また、畜産環境対策につきましては、農事組合法人を主体に、堆肥センター、ストックヤードを有効に活用した資源循環型農業の確立に努めたいと存じます。

丹波食彩の工場の運営につきましては、19年度より指定管理者制度の導入を行うこととし、前年度7,273万円を要した経費から1,500万円の委託料として計上いたしております。商工費に計上しております特産館「和」とともに、目下、管理者の指定について追加提案させていただきたく準備を進めているところでありますので、ご理解いただきますよ

うお願い申し上げます。

また、林業費では、森林の多目的機能の保全と地域活動の促進、有害鳥獣対策、林道開設等に2億5,749万円余りを計上し、将来を見据えた森林環境の保全整備、育成を図ることとしております。

商工費では、低迷する消費経済の影響を受ける商業、中小企業に対する融資保証料補給事業の措置、前年度商工会単位であった小規模事業経営支援事業への助成につきましては、商工会の合併を見据え、京都府の補助金の2分の1相当額2,902万円を計上いたしております。

また、観光施設の運営、交流体験事業など、地域資源を生かした観光振興には5,009万円を計上するとともに、指定管理者制度の導入を速やかに行うことといたしております。

土木費では、畑川ダム建設促進に伴うダム関連事業に1億683万円を計上するとともに、道路新設改良費には、継続事業も含め、15路線に4億5,554万円、都市公園整備事業には4,843万円余りを計上いたしたところであります。

消防費では、中部広域消防組合負担金2億3,126万円、消防団運営費に7,656万円、水利の乏しい地内に防火水槽を5基設置し、有事の際の推理の確保を図ることといたしております。

また、合併協議での調整事項である平成20年度からの組織再編、施設整備負担のあり方について、審議会に諮問し、審議いただくこととしております。

教育費では、総額で6億9,316万円を計上いたしております。最近の学校における教育環境は、教育を育むほか、児童の安全を守らなければならない残念な状況にあります。18年度において、全校に防犯カメラの設置を整備するとともに、耐震診断を実施し、安心・安全な教育環境の整備強化に努めているところであります。

耐震診断の結果、改修が必要となります下山小学校の設計業務に887万円、老朽化の著しい幼稚園バスの購入に643万円の計上をはじめ、それぞれの分野において必要となります学校運営、教育振興、社会教育の推進に所要の額を計上したところであります。

次に、歳入についてであります。町税につきましては、18年度の決算見込みから推計されます収納見込額と、国が示しております地方財政計画の指標を検討の上、過大見積もりにならないよう、精査を加え、計上したところであります。

特に、個人町民税が前年度当初と比較し、三位一体改革による税源移譲等により大幅な増額となったのをはじめ、法人町民税や固定資産税についても、18年度決算見込みにより増額が見込めることにより、2億5,426万円余り増額の17億3,471万円を計上して

おります。

負担の公平が原則であります税の滞納対策につきましては、組織の強化を含め、今後とも全力で取り組んでまいりますとともに、他の行政サービスのあり方と税負担の関係について考察を重ねたいと考えております。

譲与税、交付金関係につきましては、税源移譲が行われるまでの暫定的な財源措置であった所得譲与税の廃止や、地方特例交付金の恒久減税分の減額を主なものとして、9,710万円減額の5億730万円を計上しております。

地方交付税では、13年度から通常収支の不足分を国と地方が折半して負担する臨時財政対策債に振り替えられてまいりましたが、19年度から、さらに21年度まで同様の措置が継続されております。示されました地方財政計画では、交付税の法定率分を堅持した上で総額を確保したと言われておりますが、総額では4.4%減額となっております。

本町におきましては、前年度初めて合併算定による普通交付税が明らかになり、一定額が見込めますものの、特別交付税における合併特例加算分が極めてあいまいに推移し、全体として4,600万円増額の46億6,900万円の計上といたしております。

また、前年度は、合併後初めての通年予算であり、地方交付税をはじめとする一般財源の見込みに苦慮し、計上額を抑制し、財政調整期金を3億8,924万円繰入れての編成となったところでありますが、19年度は、18年度の推移から見込める財源をほぼ満額計上することにより、財政調整期金の取り崩しを抑え、後年度の財政需要に備えたところであります。

財源の確保が大変厳しい状況ではありますが、見直しと削減を行いつつも、後退させてはならない、住民生活に密着した行政サービス水準の維持と、健全財政の確保に十分留意しながら、執行に当たってまいり所存であります。

議員各位、町民の皆様のご理解とご支援をよろしくお願い申し上げます。

以上、一般会計予算の説明とさせていただきます。引き続き、特別会計につきましてご説明申し上げます。

国民健康保険事業特別会計事業勘定では、17億2,963万1,000円を計上いたしております。近年の医療給付費の状況は、平成16年度に対前年度比14%増と急増して以来、高どまり、長期化の傾向を示しており、厳しい財政運営を余儀なくされるものとなっております。

こうした中、歳入における保険税は、国の示す医療制度改革大綱に沿って、新たな高齢者医療制度の創設、保険者の再編等が平成20年度から実施される一大改革期を前に、その動

向や影響等を見極める必要があり、また、所得の二極化の状況や収納率向上への取り組み等を勘案する中で、前年度と同率として据え置くことといたしておりますが、国保税、国庫支出金等特定財源等を充ててもさらに収支が不足する部分については、国保運営基金を繰り入れ、収支のバランスを図ったところであります。

歳出につきましては、医療費の推移等、現下の動向に留意しつつ、加入者が安心して医療等を受けられるよう、所要の予算を計上するとともに、レセプト点検の外部委託の廃止や保険税納付書の一括送付等、事務的経費を削減し、適正な事業運営に努めてまいります。

診療所勘定につきましては、質美診療所勘定に1,724万円、和知診療所勘定3億6,170万円、和知歯科診療所勘定に7,113万円を計上しております。18年度の診療報酬改定による診療収入の減収は避けられず、一般会計からの繰入金が増額になるなど、さらに厳しい運営状況であります。

老人保健特別会計では、近年、高齢者人口の増加とともに、生活習慣病に起因する疾病構造の変化と受診率の高位平準化、医療技術の高度化等を背景とした入院の長期化等により、医療費が急速に増加してまいりました。

19年度におきましても、現状の実績見込みから算定いたしました21億214万円を計上し、医療給付費等の動向を見極めながら、適正な事業運営に努めてまいります。

介護保険事業特別会計事業勘定では、14億7,235万4,000円を計上いたしております。平成18年度からの第3期介護保険事業計画の2年目を迎え、適切な介護サービスの給付、介護予防事業の推進と健全な運営に努めるところであります。

サービス事業勘定では、包括支援センターを拠点に、居宅介護支援事業の推進を図ります。

水道事業特別会計につきましては、総額17億1,970万円を計上いたしております。進めております統合簡易水道事業は、18年度末をもって、丹波・瑞穂地区で67%、和知地区で55%の進捗を見込んでおります。引き続き、事業の推進と施設の適正な管理を図り、安全で安定した給水に努めてまいります。

下水道事業特別会計につきましては、総額9億9,000万円を計上いたしております。歳入では、一般会計からの繰入金、歳出では、公債費がいずれも総額の2分の1以上を占め、管理運営を主体とする予算として、受益と負担の関係に留意しつつ、供用区域内の下水道接続の促進に努め、使用料の確保と健全な運営に努めてまいりたいと存じます。

町営バス運行事業特別会計につきましては、1億715万3,000円を計上しております。昨年5月より新路線運行を行い、児童・生徒の通学や町民の利便性の確保に努めているところであります。19年度は、安全運行の観点から、ワンステップ中型バス1台の更新を

予定しております。

国民健康保険瑞穂病院事業会計では、収益的収入及び支出に8億2,889万3,000円、資本的収入2,247万5,000円、支出に2,447万5,000円を計上しております。先にも述べましたが、診療報酬の改定による減収と地域医療を確保するための経費はますます乖離していく状況にあり、厳しい経営環境での編成となっております。

その他、土地取得特別会計につきましては、基金財産の運用益にかかりますものを42万3,000円、育英資金給付事業特別会計につきましては、育英基金の目的に沿う適正な給付に留意し、341万円を計上いたしております。須知、高原、桧山、梅田、三ノ宮、質美財産区特別会計につきましては、財産の管理、住民団体への助成を中心として編成いたしましたものでございます。

以上、平成19年度の当初予算につきましての編成方針並びに提案理由の説明とさせていただきます。

続きまして、条例等の議案につきまして、その概要を説明させていただきます。

議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定につきましては、安心・安全な地域社会の実現を目的として、町、町民及び事業者の責務及び推進組織等の設置を定めようとするものであります。

次に、議案第3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定につきましては、簡素にして効率的な町政の実現のため、行政改革のあり方について審議する委員会を設置するもの。

議案第4号 京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定につきましては、特別職等の報酬の額について審議する審議会を設置するもの。

議案第5号は、京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定につきましては、現行の公共料金等の額について審議する審議会を設置するもの。

議案第6号 京丹波町立幼稚園通園費に関する条例の制定につきましては、京丹波町全域を対象とした幼稚園費について定めるもの。

議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、特別職の旅費の支給区分の見直し及び給与、期末手当について、引き続き支給額を10%減額するもの。

議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましても、給与、期末手当について、引き続き支給額を10%減額するものであります。

議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして

は、人事院勧告に基づく扶養手当額の改正及び会計管理者を給料表に位置づけるもの。

議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、管理職として会計管理者を加え、会計課長を廃止するとともに、管理職手当について、支給額を5%の減額から10%の減額とするもの。

議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、本町の実情に応じた条文の整理及び旅費の支給区分等について見直しを行うもの。

議案第12号 京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、基礎課税額を53万円から56万円に引き上げるもの。

議案第13号 京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定につきましては、根拠法令の変更により条例中の法令名の改正を行うもの。

議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、町営住宅三ノ宮団地4戸の建設等によるもの。

議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることにつきましては、冒頭申し上げました基本構想について、地方自治法の規定により、議決をお願いするものであります。

議案第16号 京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、木津町、加茂町及び山城町の合併による木津川市発足に伴うもの。

議案第17号 船井郡衛生管理組合規約の変更について、並びに、議案第18号 京都中部広域消防組合規約の変更につきましては、地方自治法の一部改正に伴う助役制度の見直し等による変更を行うものであります。

以上、本日提案させていただく議案は33件であります。

細部につきましては、所管する課長より説明いたさせますので、何とぞ慎重にご審議賜りまして、原案にご賛同いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、指定管理者、予算の補正案件等につきましては、目下調整中でございますが、整い次第追加提案させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 補足説明を、担当課長から求めます。

議案の説明は、日程順にお願いをいたします。

谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第2号 京丹波町生活安全条例の制定につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

本条例につきましては、犯罪や事故の防止に関しまして、基本となる事項を定めるものでございます。

このことを推進する組織といたしまして、合併前の旧町にはそれぞれ暴力追放推進協議会、防犯推進委員協議会の支部、交通安全協会の支部等が活動いただいていたところですが、合併以後につきましては、暴力追放推進協議会は合併後調整することとされておりまして、現時点ではまだ組織化に至っていないところでございます。

防犯推進委員協議会は、旧町単位での支部活動となっているなど、町内での連携ができていない状況にあるところでございます。

したがって、本条例の第1条の目的を基本といたしまして、第3条から第5条について、町や町民事業者の責務を定めさせていただくとともに、第6条において、推進組織の設置を明らかにいたしまして、総合的な安全・安心なまちづくりを推進していこうということで制定をさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第2号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第3号 京丹波町行政改革推進委員会設置条例の制定についてでございます。

この委員会の設置の目的につきましては、冒頭、町長からご説明があったところでございます。

第2条の所掌事務でございますが、行政改革の推進に関しまして調査、審議していただいて、町長に意見を述べていただく組織として設置をするものでございます。

委員会の委員については、委員9人以内ということで、その内訳については、町議会からお世話になる議員さん、それから学識経験を有する方、あるいはまた町内から公募をさせていただくなどで組織をさせていただく予定といたしております。

以上、議案第3号の説明とさせていただきます。

議案第4号の京丹波町特別職報酬等審議会設置条例の制定についてでございます。

この審議会につきましては、もともとの特別職の報酬等は合併の協議において定められているところでございますが、京丹波町として初めて、改めて報酬の額について検討いただく機会を設けるということで設置をさせていただくものでございます。

多くの市町村が合併をしたところでございますが、合併前に参考とした報酬額、こういったものにもやはり合併後それぞれの町が再度調整をされているというような状況もあるわけですのでございまして、またあわせて、現在特別職については10%のカットということで措置をされているわけですが、もともとの額がどうなのかという部分について検討す

べきではないかということについて、そういった趣旨でもって今回審議会を設置させていただくものでございます。

なお、この所掌事務につきましては、議会議員の議員の報酬の額、町長、副町長より教育長の給料の額、それから非常勤の特別職の報酬の額について審議をいただくものでございます。

組織といたしましては、委員10人以内で組織するというところで、その内訳等については、区域内の公共的団体等を代表する方、あるいは学識経験を有する方といたしております。

以上、議案第4号の説明とさせていただきます。

それから、続いて、議案第5号 京丹波町公共料金等審議会設置条例の制定についてでございます。

この審議会につきましては、合併の協議あるいは事務調整で決定がなされているわけですが、各種の町内における類似施設の使用料、あるいはその時間帯、利用料金、こういったものが果たして均衡ある料金になっているかどうかということがございます。したがって、そういった部分を審議していただくということでございまして、あわせて、特に大きなのは上下水道料金でございまして、これも合併後調整をするということになっているところでございます。

特に下水道につきましては、現在それぞれ定額制ということになっておるわけですが、従量制の移行も含めて、平成20年度をめどに調整するというような合併の協議もなされておるところでございます。したがって、こういった公共料金を審議していただいて、均衡ある適正な額が求められることを前提といたしまして設置をいたすものでございます。

この組織につきましては、委員9人以内で組織するというところで、その組織の委員さんの内訳については、町議会からお世話になります議員さん、学識経験を有する方、あるいはまた公募させていただく委員さん等によって組織をさせていただくものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第2号から第5号までの説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、私からは、議案第6号の補足説明を申し上げたいと存じます。

京丹波町立幼稚園通学費に関する条例の制定についてでございます。

幼稚園通園バスを利用する園児の通園費につきましては、これまで合併前の旧丹波町の丹

波町立幼稚園及び小学校並びに中学校通学費に関する条例というものを暫定的に存続させ、それをもとに通園費を徴収しておりましたが、今回、一定の整理を行い、この条例を制定いたしまして、通園費を徴収するものでございます。

なお、月額を通園費については、これまでどおりの月額2,500円ということで変更しておりません。

以上、簡単ではございますけれども、条例第6号の説明とさせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第7号 京丹波町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

ページをめくっていただきまして、新旧対照表でございますが、まず別表第2、この区分を、新しく日当、宿泊料、食事料の形に改めさせていただくものでございます。

鉄道賃と車賃については、このもとの条例の第8条で一般職員の例によるというふうにされておりますことから、これを削除するものでございます。

それから、備考欄の関係でございますが、この宿泊料には甲地方、乙地方ということがうたわれておるわけでございますが、この部分について、国の直近の基準に整理をさせていただくものでございます。

それから、2番目の日当についての支給の範囲の関係でございますが、今回、これまでは京丹波町の近隣市については日当を支給しないとしてきたわけでございますが、今回、京都府内全域の出張については日当を支給しないということで、改めようとするものでございます。

それから、条例に戻っていただき、条例の附則でございますが、これまでから特別職の給料及び期末手当については10%の減額をしてきたわけでございますが、先に議決をいただいております附則では、「当分の間」というような定めになっておりました。「当分の間」といいますと、期間の特定の概念というのが非常に明確ではないわけございまして、したがって、今回、その当分の間と表現をされておったところを、平成19年4月1日から平成20年3月31日までというふうに期間を明確にさせていただくものでございます。

以上、議案第7号の説明とさせていただきます。

次に議案第8号 京丹波町教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

本条例の改正につきましても、特別職と同様に、給料あるいは期末手当の減額の期間を明確にして、規定をさせていただくものでございます。

なお、旅費の部分につきましては、この条例のものの第4号で、一般職員の例によるということになっておりますので、このことの改正は生じないものでございます。

続いて、議案第9号 京丹波町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これも、新旧対照表をごらんいただきたいと思うわけですが、これまで第8条の規定で、扶養親族については2人までが6,000円、3,000人目から5,000円ということで月額の手当が支給がなされてきたわけですが、人事院勧告によりまして、一律6,000円とされたことによる改正をお願いいたしております。

あわせて、4月1日から設置いたします会計管理者、これを給料表に位置づけるものでございます。

以上、議案第9号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第10号 京丹波町職員の管理職手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

これにつきましても、新旧対照表をごらんいただきますと、第3条の1号に会計管理者を新たに設置することによりまして、管理職としての管理職手当を支給するものであることを明らかにいたすものでございます。

それから、あわせて、会計課長については廃止することといたしております。

以上、議案第10号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第11号 京丹波町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

今回の改正につきましては、特別職と同様、旅費の日当の支給区分の見直しを前提とさせていただいたわけですが、この条例につきましては国家公務員の旅費に関する法律から引用いたしております。しかしながら、現状の実情とそぐわない面もございますので、こういった部分の整理も含めて改正をお願いするものでございます。

新旧対照表の方をごらんいただきたいと思っております。

第2条でございますが、旧の条例については、在勤庁から8キロメートル以内の地域というような定めがなされております。これも、国の法律をそのまま引用してきておるわけですが、この部分については、京丹波町内、本町内というような形で整理をさせていただくものが1点ございます。

それから、第3条の旅費の支給の関係でございますが、旧町では内国旅行ということで、国内だけを限定した表現をいたしております。これも国の法律を引用しておりますが、国の

場合は、内国旅行、外国旅行と別々の条文を持っておりますので、そういう形がなされております。

しかしながら、本町については、外国の出張もやはりあり得る場合も想定するというもので、この内国という表現を取りまして、単に旅行中ということに改正をさせていただくものでございます。

それから、特殊旅費の旧の7条の関係でございますが、これは、国の場合ですと研修、こういったものに日額旅費を支給するというふうに定めた形になっておりますが、本町につきましてはもとの条例の別表にこういった表現の部分は定めてございましたので、不用ということで削除いたすものでございます。

次のページの第11条の関係でございますが、これにつきましても、1行目の最後の方に「職務の級の変更」というような表現がなされております。この職務の級の変更というのは、もともと国の場合は職務の級によって旅費の額が別に定められておるといったような状況があるわけですが、本町の場合は、職務の級によって旅費の額が変わっているという状況がございませんので、この部分は削除させていただくものでございます。

第14条の関係でございますが、車賃ということで第3項を追加いたしております。これは、職員が公務のときに出張いたす場合に、本来ですと公用車で出張するのが大原則でございますが、公用車の台数に限りがありますし、あるいはまた、なかなか配置ができていない部署もあるわけございまして、やむを得ず自家用車を使用した場合の旅費の考え方を定めさせていただくものでございます。

1キロメートル当たり10円ということで、これの根拠につきましては、現在職員に支給いたしております通勤手当の月額を距離で割り戻して単価を求めた額とさせていただくものでございます。

そのほか、宿泊料の関係、あるいは日額旅費の関係、あるいは「在勤地」という表現を用いた部分での旧町の条例の関係がございしますが、こういった部分につきましても京丹波町の現状に則した形で改正をさせていただこうとするものでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

なお、一番後ろの別表の関係でございますが、この別表の関係の一番最下段から2行目です、ね、備考の欄、日当の支給区分、これにつきましては、新しく京都府内の出張の場合は支給しないというふうに定めさせていただくものでございます。

以上、議案第11号の説明とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 私の方からは、議案第12号ということで、京丹波町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、ご説明を申し上げます。

このたびの改正理由につきましては、平成19年度の税制改正大綱によりまして、国民健康保険税医療費分の基礎課税額の限度額を、現行の53万円から56万円に引き上げることとされたことに関連しまして、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令がこの2月の21日付で交付されましたため、本条例における関係条文を改正するものであります。

改正部分につきましては、別添につけております新旧対照表のとおりでございまして、本条例第2条及び第13条における関係部分といたしております。

施行期日につきましては、附則において、平成19年4月1日とさせていただいております。

以上、本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第13号でございます。京丹波町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

このたびの改正理由につきましては、結核予防法が廃止となりまして、既存の感染症の予防及び感染病の患者に対する医療に関する法律に統合されることになりまして、この法律が平成19年4月1日から施行されることとなりまして、本条例における根拠規定の改正を行うものでございます。

具体的には、添付しております新旧対照表のとおりでございまして、本条例の第7条の精神・結核医療付加金に係る関係条文に改正を加えるものでございます。

なお、このたびの改正によりまして、給付等の関係におきましての変更は伴うものではございません。

以上、本条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 松村土木建築課長。

○土木建築課長（松村康弘君） 議案第14号 京丹波町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきまして、ご説明を申し上げます。

1枚めくっていただきまして、新旧対照表の方をごらんください。

今回の改正は4点でございます。

まず1点目は、まとめ方の変更でございまして、旧来は合併前の旧町ごとにまとめておりましたが、京丹波町といたしまして一本化を図っております。

次に、2点目でございますけれども、位置の訂正を行っております。3段目でございます

けれども、新田団地、昭和61年度建築、4戸につきまして位置の訂正を行っております。

3点目でございますけれども、住宅の種別の訂正でございます。旧表の方の瑞穂の方を見ていただきますと、下大久保団地、平成5年度建築、1戸を公営住宅から特別賃貸住宅に種別の変更を行っております。

ここで言う特別賃貸住宅とは、買い取り等により取得した住宅でございます。建設費等の補助を受けていないことから公営住宅法の網はかかっておりませんが、同法を準用いたしまして管理している住宅でございます。

最後に4点目でございますけれども、新表の方の下から5段目でございますけれども、三ノ宮団地4戸の追加でございます。本住宅につきましては、本年度発注いたしております、2棟4戸が本年度完成することから、開始するに当たり、追加するものでございます。

以上、簡単ですが、説明とさせていただきます。

ご審議のほど、ご賛同いただきますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、10時25分からといたします。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時25分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、私の方からは、議案第15号 京丹波町総合計画基本構想を定めることにつきまして、ご説明をさせていただきたいと思っております。

本議案は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第4項に基づき、「市町村の事務を処理するに当たっては、議会の議決を得て、総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに則して行うようにしなければならない」と規定に定められており、今議会に上程させていただき、議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきまして、若干ご説明申し上げます。

今回上程させていただきました総合計画基本構想は、新しく合併により誕生した京丹波町にとりまして初めての計画で、今後10年間のまちづくりの指針を定めるものでございます。

上程させていただいております今回の基本構想は、条例に基づきまして総合計画審議会に諮問し、答申を受けて上程させていただいておりますので、少しこれまでの経過について説明させていただきたいと存じます。

審議会委員としてお世話になった方々は、谷 勝彦会長ほか19名の、合計20名の委員

さんでございます。

昨年、8月10日に京丹波町総合計画審議会の第1回会議を開催し、総合計画基本構想策定について諮問いたしました。以来、審議会を4回、部会を延べ10回開催するなど、あらゆる角度から議論が重ねられました。

また、10月17日には、審議会主催による地元須知高校生との京丹波町まちづくり共同研究会も実施される中で、活発に出された各委員の思い、アイデアをはじめ、高校生との共同研究会、さらには町が実施した住民アンケート結果等を反映、尊重しながら、このほど基本構想（案）として審議会においてまとめられ、本年2月7日に、谷 勝彦会長から答申を受けたところでございます。

ここで、その答申内容を朗読させていただきたいと存じます。

京丹波町の総合計画について 答申 平成18年8月10日付 8京丹企第333号で諮問を受けた京丹波町総合計画基本構想（案）について、別添のとおり答申いたします。

この基本構想（案）は、総合計画審議会の全体会議4回、正副会長及び正副部会長会議3回、総務文教、産業建設、福祉厚生各部会を延べ10回開催し、協議を重ねた結果を取りまとめたもので、京丹波町を取り巻く厳しい行財政環境の中で、今後のまちづくりのあるべき方向について、各委員の町に対する熱い思いと期待を集大成したものでございます。

ついでには、今後策定される基本計画及び実施計画は、この基本構想（案）の方向に即するとともに、基本構想案の策定に先立って行われた住民アンケートの結果や地元須知高校生との共同研究会の結果等も十分に踏まえながら、将来目標像とする「人のぬくもりとふれあい」が奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷 京丹波」を実施するため、具体性かつ実効性のあるものになることを期待します。

また、この基本構想（案）に掲げている町民、団体、事業者等と行政による協働のまちづくりの推進に当たっては、人材の育成をはじめ、町行政の果たすべき役割も極めて大きいものがあることから十分な配慮を行うとともに、各施策の実施に当たっては、地域の均衡ある発展を図り、町民が誇りと希望、そして一体感の持てる新たなまちづくりに邁進されることを願って答申とします。

以上が答申でございます。

この答申内容を十分尊重いたしまして、本町の将来を展望した京丹波町総合計画基本構想を本議会に提案いたすものでございます。

基本構想の内容につきましては、将来目標をはじめとする京丹波町のまちづくりの基本的な方向や、その実現に向けて一歩踏み込んで、総合的、集中的に取り組むための主要なプロ

ジェクトなどを定めたものであり、平成28年度を目標とした10カ年計画であります。

将来目標像「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち 丹波高原文化の郷 京丹波」のうち、「人のぬくもりとふれあいが奏でる躍動のまち」についてですが、保健、福祉、子育て、教育などは、まちづくりの基礎的な分野として高度にあること。

また、町民の皆様が健康で安心して暮らせる町とすることは、まちづくりの大前提とした上で、まちづくりの中心に人を位置づけ、人々の交流や活動によって町民が京丹波町に住むことの誇りと生きがいを持ち、町の価値を高めるとともに、元気な人、元気な地域、元気な町、さらに飛躍する町、すなわち「躍動するまち」の実現を目指そうとするものでございます。

さらには、その「躍動するまち」をどのように作り上げていくかということを示したのが、「丹波高原文化の郷 京丹波」というフレーズでございます。これが持つ意味は、伝統文化はもちろん、食、言葉、人情、風土などの文化、すなわち人々の営みから生まれる京丹波町の生活文化とすべてを丹波高原の文化とし、京丹波町固有の魅力として売り出し、ひいては町の住民福祉の向上、町の経済的な発展につなげていこうとするものであります。

我が国の財政問題や少子・高齢化、人口減少などの社会的背景を見ても、これからが本当の地方の時代、地域間競争の時代となってきます。そういった意味でも、京丹波町もまちづくりの正念場を迎えており、これからはいかに京丹波町に人を呼び込むかが第一の目標となってきます。そのために、行政だけでなく、町民の皆様、団体、企業などが一つの旗印のもと、一体となって京丹波町の魅力を高め、発信していこうとするもので、この基本構想の実現により、町民の皆様の福祉の向上を目指すということが基本構想策定に当たっての基本的な考え方であります。

将来人口といたしましては、近年緩やかな減少傾向にありますものの、水資源の確保や交通網の整備によりまして、定住のための基盤が一層整うこととなります。こういった施策展開によりまして効果などを考慮しまして、平成28年度で1万8,000人、さらに将来的にはおおむね2万3,000人を目標としております。

次に、主要プロジェクトであります。まず丹波高原文化の郷の創造、発信といたしまして、この地域固有の人々の暮らしの中にある生活文化と、すばらしい風土、全国的に名の通っている丹波ブランド産品を、さらに競争力のあるものとして魅力を高め、地域経済力を強め、町民の所得向上と、若者が夢を持てる地域づくりへと結びつけていくということでございます。

「ぐらりと結ぶ丹波高原文化の郷周遊ルート」の形成につきましては、町内を周遊できる

ルート形成を行うとともに、一体的な景観づくりも兼ね合わせ、主要幹線道路の整備促進と沿線地域の活用、さらには京都縦貫自動車道各インターチェンジ周辺の地域づくりを行っていかうとするものでございます。

「人がつながり、丹波高原に広がる元気なまちづくり」につきましては、協働のまちづくりの展開や、次代を担う人づくりに向け、企画、マネジメントできる組織づくり、全町域を対象とする情報ネットワークの整備による情報の一元化と、情報共有によるまちづくりの推進を行うものであります。

また、新たな水資源の確保などにより、安定的な定住基盤の確立とあわせ、就業環境を強化し、定住のための受入れ態勢づくりを行います。町民の健康を守り、だれもが安心して暮らせる福祉の充実と安心・安全な暮らしの確保を目指すというものでございます。

以上、基本構想の概略についてご説明申し上げました。

今後、この基本構想の実現に向けまして、基本的な施策の方向を示します基本計画を定めてまいります。こうした計画の推進に当たっては、議会の皆様からご意見をいただく中で、町民、団体、民間事業者などと行政との協働を基本としながら、町や地域が抱える共通の目標や課題に対し、互いの相互理解と信頼を前提とし、ともに考え、互いに協力する中で実践していこうと考えております。

当然のことながら、上部機関であります国や府、近隣市町とも相協調、連帯しながら、この厳しい時代に対応していく必要があると考えております。

以上、まことに簡単でございますが、議案第15号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） それでは、続きまして、議案第16号並びに第17号についてご説明申し上げたいと思います。

まず、議案第16号でございます。京都府後期高齢者医療広域連合を設ける普通地方公共団体の数の減少及びこれに伴う京都府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

ご案内のとおり、京都府後期高齢者医療広域連合は、去る2月1日に、京都府下の28市町村のすべてが加入いたしまして設立されたところでございます。

このたびの当該広域連合規約の変更につきましては、この3月12日をもって、木津町、加茂町及び山城町が廃止となりまして、新たに木津川市が設置されることに伴いまして、規定の京都府後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正するものでございます。

具体的には、当該広域連合を設ける地方公共団体の数が2減少することとなりまして、当該広域連合規約の第7条において、広域連合の議会の議員の定数を規定の32人から30人に変更するものでございまして、地方自治法第291条の3第1項の規定及び同291条の11の規定に基づきまして提案するものでございます。

続きまして、議案第17号でございます。船井郡衛生管理組合規約の変更についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、地方自治法の一部を改正する法律の施行等に伴いまして、本組合規約の一部に変更を加えるものでありまして、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、提案するものでございます。

内容的には、添付の新旧対照表のとおりでございまして、第5条、第8条及び第9条関係において、関係条文の整理とともに、現行の「助役」の表現を「副市町長」に、同じく、収入役を廃止しまして「会計管理者」にしまして、同じく「吏員」と「その他の職員」を廃止し、すべてを「職員」に改め、平成19年4月1日から施行するものでございます。

以上、議案第16号並びに第17号の説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） それでは、議案第18号 京都中部広域消防組合規約の変更についてご説明申し上げたいと思います。

先ほどの議案第17号で説明がございましたように、この広域消防組合の関係につきましても、自治法の改正によりまして、「助役」の表現を「副市町長」、あるいはまた「会計管理者」を設置するもの、それから、「吏員」という表現の部分について「消防職員」というふうに改正をお願いするものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、議案第18号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第19号 平成19年度の京丹波町一般会計予算についてご説明を申し上げたいと思います。

19年度の一般会計予算の総額につきましては、99億4,100万円とさせていただきますものでございます。

ページをめくっていただきまして、第1表については、後ほど事項別明細書で説明をさせていただきますと思います。

10ページからの第2表の地方債の関係でございます。それぞれ今回、歳出に出てまいります事業の財源として地方債を発行させていただくことといたしておるわけでございますが、

12ページの合計の数字でございますが、今回10億8,970万円の発行をお願いいたしております。

18年度の当初予算に、14億3,960万円の発行をお願いしたところでございまして、比較をいたしますと、3億4,990万円の減額ということでございます。財政状況に鑑みまして、できるだけ交付税算入のある地方債を重視して計上させていただいたところでございます。

今回の10億8,970万円のうち、8億2,103万円については交付税算入が見込まれる部分でございまして、率にいたしますと75.3%が後年度交付税算入がなされるというふうに推計をいたしているところでございます。

それでは、少しページをめくっていただきまして、歳入予算の5ページでございまして。

町税の関係でございまして、まずは町民税でございまして。

比較をしていただきますと、前年度より個人で1億9,546万円余りの増額ということになっております。これにつきましては、税源移譲に伴うものでございまして、例えば個人の均等割をとってみますと、老年者の均等割の額が2,000円から3,000円に引き上げられたこと、あるいは個人の所得割の関係でございまして、税源移譲前の税制につきましては、町民税については、所得割の課税標準が200万円以下については税率が3%、700万円以下については8%、それから700万円を超える課税標準については10%ということで課税がなされておったところでございます。

あるいはまた、700万円以下の8%の税率がかかった方については、出てきた税額から10万円を差し引いた額ということになっておりましたし、700万円を超えた方については、10%の税率を掛けて出てきた額から24万円を差し引いた後の額を町民税として納付をいただいております。

しかしながら、今回の税率改正に伴いまして、課税標準に掛けることの税率は、一律6%ということに改正がなされたところでございます。

あわせて、出てまいりました税額から速算控除をいたしておりました10万円あるいは24万円の控除は廃止がなされたということで、そういった部分での税額の増額を見込んだところでございます。

それから、固定資産税の関係でございまして、これにつきましては旧3町間での税率の関係の調整がございまして、瑞穂地区については、18年度課税標準に掛けます税率が1.45%ということになっておったわけでございますが、19年度から1.5%ということで、京丹波町内一律税率が統一される部分でございまして、その部分での増額が出てこようか

というふうに思っております。

それから、家屋、償却資産等につきましては、新築家屋あるいは企業等の設備投資によります償却資産の増額、こういったものを18年度の決算見込みも含めまして検討した結果、前年度に比較して3,658万円余りの増額を見込むものでございます。

少しページをめくっていただきまして、6ページでございます。

軽自動車の関係でございますが、軽自動車については課税台数を1万1,288台ということで、これをもとに推計をさせていただいて、今年度4,197万8,000円余りを計上させていただいたところでございます。

町たばこ税の関係でございますが、18年度の申告の状況から推計をさせていただきまして、1億153万円余りの計上とさせていただいております。

税率につきましては、1,000本当たり3,298円ということになっております。

それから、譲与税の関係でございますが、自動車重量譲与税あるいは地方道路譲与税につきましては、18年度の決算見込み、あるいは京都府の府の試算値が出されておりますので、そういったものを勘案の上、見積もったところでございます。

それから、7ページの所得譲与税、これについては税源移譲で町民税の方に振り替えられておりますので、19年度からは廃止となるものでございます。

なお、利子割交付金あるいは配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金等につきましては、18年度の推計をもとにいたしましたのと、これも京都府から試算値が示されておりますので、そういったものを勘案の上、計上させていただいたところでございます。

8ページのゴルフ場利用税の交付金の関係でございますが、これにつきましても18年度の利用者見込み数をもとに算定をさせていただきまして、計上させていただいております。

自動車取得税交付金の関係でございますが、これにつきましては、京都府が示しております試算値として計上させていただいたものでございます。

その下の地方特例交付金、これにつきましては、前年度より2,400万円の減額ということで大きな減額になっておりますが、これにつきましても、税源移譲をなされる前のいわゆる恒久減税分をここで補てんをしていただいております経過があるわけでございますが、その分が廃止になった関係で、大きな減額となっております。

しかしながら、平成19年度から、児童手当にかかわりまして拡充がなされるという部分で、その財源の手だてとして1,300万円は交付がされるというふうに推計をいたしまして計上いたしましたものでございます。

それから、特別交付金、これは新規に新たに計上させていただくものでございますが、従来ですと減税にかかわります部分で、減税補てん債という地方債を発行してきたわけですが、この減税補てん債について、恒久減税の廃止に伴いまして補てん債自体が廃止になったところでございます。しかしながら、激変緩和措置ということで特別交付金を設けまして、幾らかの交付がなされるというような制度になっております。

それから、最も大きな依存財源であります地方交付税の関係でございますが、これの普通交付税、これについては、まず19年度需要額を57億9,800万円、基準財政収入額を17億8,200万円余りを見積もりをいたしまして、推計をさせていただいて39億8,900万円を今回計上させていただいたところでございます。

特別交付税につきましては、合併特例の加算分、これが非常に見込みがしにくいというような状況で推移いたしておるわけございまして、交付税の地方財政計画の伸びを見ますと、マイナスの4.4%ということになっております関係で、今年度、18年度見込みを7億2,000万円の見込みと推計をいたしまして、それから19年度の伸び率マイナス4.4%を減額いたした形で、6億8,000万円を計上させていただいたところでございます。

以下、9ページ以下は分担金あるいは使用料、それから国・府支出金等の特定財源でございますが、今回のこの予算書から、でき得る限りそれぞれの数値の算定の根拠を記載させていただいております。後ほどお目通しをいただきまして、説明については省略させていただきたいと思っておりますので、ご理解のほど、よろしくお願いを申し上げます。

少しページをめくっていただきまして、30ページまで飛ぶわけでございますが、繰入金
の基金の繰入金でございます。

今回、歳出にも出てまいります地方債の繰上償還を2億円行うということで、その財源の措置として、減債基金、これを2億円繰り入れることといたしております。

なお、財政調整基金3億8,924万3,000円については、今年度繰り入れをしないという措置で編成をさせていただいたものでございます。

以上、まことに簡単ではございますが、歳入予算の説明とさせていただきますと、ページをめくっていただきまして、38ページ、歳出予算でございます。

まず、38ページの議会費の関係でございます。前年度に比較いたしまして538万5,000円の減額ということで、これにつきましては、議員さん2名の欠員を主なものといたします人件費の減額によるものでございます。

39ページの総務管理費、一般管理費でございますが、ここに計上させていただいたものといたしまして主なものは、特別職なり、総務企画関係職員の人件費を計上させていただ

たところでございます。

時間外手当の縮減に向けましては、町長から冒頭説明があったとおりでございますが、昨年、1,754万円余りの時間外手当を計上させていただいたところでございますが、今年度の当初には543万円の額に抑制をさせていただいておるところでございます。

なお、また公共料金、あるいは特別職の報酬、あるいは行政改革推進委員会、こういった設置の経費を新規に計上させていただいたところでございます。

それから、42ページでございますが、ここの負担金の一番上段、退職手当組合でございますが、前年度、18年度はここが1億118万円余りの計上でございます。19年度は、4,530万円余りの増額となるわけでございますが、負担率の改正がございまして、18年度は1000分の125というような負担率でございましたが、19年度から1000分の160に引き上げられたことによるものでございます。

下段の文書広報費でございますが、172万円余りの減額とさせていただいております。18年度に計上いたしておりました町政要覧、こういった部分での作成経費が減額となったものでございます。

それから、44ページでございます。

財産管理費でございます。前年度に比較して、6,399万円余りの増額でございます。この増額要因につきましては、振興基金の積立金に1億6,254万4,000円を計上させていただいております。これは、合併特例債を活用して、最終16億2,000万円を積むことができるということに本町の場合はなっておるわけでございますが、18年度に計上させていただいた額は1億円ということで、財政状況を鑑みて、若干抑えた経過があるわけでございます。

16億2,000万円、1億6,200万円余り積んでいくと、10年間でそこまで到達するというようなことになるわけでございますが、昨年、6,000万円ぐらい低い額で積んでおりますので、そういった部分は今後財政状況に応じて増減をさせていただかなければならないと思っております。

したがって、この財源は、特例債を95%充当いたしまして、基金積み立てをさせていただくものでございます。

それから、45ページの企画費の関係でございます。1,200万円余り減額の8,700万円余りとさせていただいております。平成20年度の完成予定となされております山陰本線京都園部間複線化事業、これが750万円余りの減額、あるいは総合計画の策定に関しまして360万円余りの減額になっているところでございます。

ページをめくっていただきまして、46ページの支所費の関係でございます。これにつきましても、5,429万7,000円余りの減額ということでなっておるわけでございますが、主に人件費の減額ということで、これが5,490万円余りを占めておるところでございます。

以下、48ページの公平委員会あるいは諸費につきましては、經常の必要となる経費を見積もり、計上させていただいたところでございます。

49ページの交通対策費でございますが、町営バスの運行事業の会計の繰出金5,365万円余りを主なものとする計上でございます。5月1日より運行を拡充して行っておるところでございますが、そういったものにかかわりまして、前年度の繰出金3,651万円から1,700万円余りを増額ということになるわけでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、50ページの地域振興事業費の関係でございますが、今回新たにコミュニティ助成事業250万円を計上させていただいております。これについては、宝くじ助成ということで、全額自治協会の方から交付をいただいた経費をもってコミュニティ助成を行おうとするものでございます。

電算管理費、これについては經常的な経費を見積もったものでございます。

51ページの情報推進費の関係でございますが、有線テレビの整備事業ということで、今回3,486万5,000円を計上させていただいたところでございます。調査あるいは設計、こういったものの業務委託料に計上させていただいております。

52ページの生涯学習推進費の関係でございますが、この175万4,000円、こういった減額の要因につきましては、男女共同参画推進、こういった部分での経費が減額となったものでございます。

53ページからの徴税费、税務総務費の関係でございますが、この税務総務費については、ほぼ職員の人件費を主なものとして計上させていただいております。人件費の減額に伴うものが、主なものでございます。

以下、賦課徴収費、55ページでございますが、あるいはページをめくっていただきまして、56ページの戸籍住民基本台帳費については、經常的な経費を見込んでの計上をさせていただいたところでございます。

58ページでございますが、参議院議員の通常選挙費、これに1,853万7,000円、経費については国からの委託金でもってほぼ充当するものでございますし、京都府の府議会議員選挙、これにつきましても京都府の委託金でもってほぼ措置がなされるものでございまして、1,250万円余りを計上させていただいているところでございます。

60ページからの統計調査費の関係でございますが、指定統計調査費、19年度は住宅土地統計調査区設定事業、あるいは就業構造基本調査事業、こういったものが新たに出てくるわけで、それに関連する経費を計上させていただいております。

61ページからの社会福祉費でございます。

ページをめくっていただいて、62ページでございますが、この社会福祉総務費につきましては、社協の職員の設置事業、あるいは国保会計の事業勘定分への繰出金、それから職員の人件費を主なものとして計上させていただいたものでございます。

64ページの障害者福祉費の関係でございます。本年度3億3,238万2,000円ということで、3,160万円余りの減額計上となったところでございます。これにつきましては、共同作業所の入所訓練事業、前年度8,745万4,000円を計上させていただいたわけでございますが、18年度の推移も含めまして精査をさせていただきました結果、1,990万円余り減額の6,752万2,000円ということで、19年度は計上させていただいたところでございます。

それから、65ページに出てまいります障害者自立支援事業、これは18年度からスタートしたところでございますが、当初予算の計上額は1億5,050万円余りを計上しておりましたけれども、18年度の推移、事業内容等、十分精査をさせていただいて、この部分でも1,260万円余り減額が見込めますことから、そういった部分の要素を原因といたしまして、前年度比較の減額の数字となったところでございます。

ページをめくっていただきまして、67ページの老人福祉費でございます。この老人福祉費の4億7,980万円余りの計上額については、特に大きなのは老人保健事務事業ということで、老健会計への繰り出しでございます。これにつきましても、老健会計のいわゆる医療費の伸びの関係等、十分精査をさせていただきまして、昨年、2億390万円余りの計上をさせていただいたところでございましたが、今年度は1億7,382万円の計上ということで、約3,000万円余りの減額計上となっております。

こういったものが19年度、前年度と比較いたしましての減額要因の主なものでございます。

それから、68ページでございますが、京都府の後期高齢者医療広域連合の事務事業ということで、間もなく設立されます広域連合に対する運営費の負担金、これを770万円追加をさせていただいております。

以下、ページをめくっていただきまして、70ページの児童福祉費でございます。これにつきましては、大きな増額要因は、児童手当の支給事業ということで、前年度、18年度に

つきましても小学校3年から小学校6年までの年齢の引き上げ改正がなされておったところ
でございますが、19年度はさらに、これまで第1子、第2子が月額5,000円、それか
ら3子以降が1万円となっておった児童手当について、第1子から一律1万円に引き上げら
れたということございまして、こういったものの増額要因が前年度と比較して4,000
万円ございます。そういった部分を計上させていただいております。

なお、財源については、歳入で申し上げましたように、地方特例交付金で一定額は措置さ
れるというふうになっておるところでございます。

そのほか、すこやか子育て医療費助成、あるいは子育て祝金事業、チャイルドシート購入
助成事業、こういったものを引き続き措置をさせていただいております。

すこやか子育て医療の関係でございますが、これについては京都府の子育ての支援の拡充
ということで、一定京都府の財源が見込まれるということになっております。

それから、71ページからの保育所費の関係でございます。3億2,180万円を計上さ
せていただいたところでございます。

保育所費の関係につきましては、18年度の廃止等によりまして、保育所全体の職員の配
置でございますとか、クラス編成、こういったものも見直しをさせていただくわけござい
ますが、4月1日からのそういった部分を見据えまして、これまで臨時職員だけのクラス、
こういったものがあつたところがございます。こういったものをできるだけ解消して、責任
ある立場でクラス運営ができるようにということで、保育士の正規の職員を4月1日から3
名、新規に採用させていただく予定をいたしております。

こういったものも含めまして、職員の新陳代謝、あるいは児童数については、やはり少子
化の影響もあつて、18年度と比べますと約40名ほど減るようなことも推計をいたしてお
るところございまして、そういった部分も鑑みながら調整をさせていただいた予算として
計上させていただいたところでございます。

それから、74ページの保育所建設費でございますが、これにつきましては、説明が既に
ございましたように、建設に伴います地質調査、こういったものを前提に100万円を計上
させていただいたところでございます。

75ページからの保健衛生費でございますが、保健衛生総務費については8,260万円、
人件費を主なものとして計上をさせていただいたものでございます。

76ページの保健事業費でございますが、これにつきましては、町民の健康を守る検査、
健診、こういった委託料4,400万円余りを主なものとして計上させていただいておりま
す。

77ページからの予防費2,300万円余りにつきましても、2,000万円余りを予防接種事業ということで、そういったものを主なものとして計上させていただいたところがございます。

78ページ、環境衛生費の関係でございますが、ここに計上させていただく部分についても、下水道会計への繰出金、これを主なものとしたすわけでございますが、合併浄化槽の設置整備事業については、19年度、5人槽を20基、7人槽を15基見込んでの計上ということで、1,310万円余りを計上させていただいたところがございます。

それから、79ページの診療所費の関係でございます。19年度は2億8,431万4,000円余りということで、前年度比較3,290万4,000円の増額となっております。やはり診療報酬改定の影響が特に大きいという部分でございます、これにかかわっての繰り出しが増額いたしておるのが実情でございます。

瑞穂病院会計の運営補助金、これにつきましては、前年度より2,000万円増の1億1,600万円を計上させていただいております。

それから、80ページの診療所関係につきましても、前年度に比較いたしまして1,371万4,000円増の9,656万円を繰り出すということでございます。

80ページ下段の清掃費、あるいは清掃費のじんかい処理、あるいはし尿処理費の関係でございますが、それぞれ衛生管理組合への負担金、これを主なものとして計上させていただいたところがございます。

81ページ、最下段の上水道費の簡易水道費の関係でございますが、簡易水道事業への繰出金ということで、ルール分である起債の償還額の2分の1相当分について、2億4,021万5,000円を見積もり、計上させていただいているところがございます。

83ページからの農業費の関係でございます。

農業総務費、これにつきましては、職員の人件費を主なものとして計上させていただいております。

少し飛びますが、85ページの農業振興費の関係でございます。ここで新たに計上させていただいたのは、委託料ということで、これは昨年9月から指定管理者とさせていただきましたマスターズの施設、これに1,040万円、それから丹波食彩の工房、これに1,500万円を計上させていただいております。

それから、86ページの負担金等の関係で少し申し上げたいと思います。

農業公社運営補助金ということで、1,810万円を今回計上させていただいております。これにつきましては、丹波ふるさと振興公社、これに450万円、瑞穂の農業公社に1,3

60万円を補助いたすものでございます。

有害鳥獣防除施設設置事業補助金の関係、707万7,000円でございますが、町内26地区の防護策の設置、延長は1万3,129メートルでございますが、これに対します補助を計上させていただいております。

農業機械導入補助金740万9,000円の関係でございますが、町内の8地区の農事あるいは農家組合に対して、農業機械、いわゆるトラクター、田植機、コンバイン、こういったものの購入補助金を計上したものでございます。

中山間地直接支払事業補助金1億1,346万5,000円でございますが、現在集落協定74地区、個別協定1地区が協定されておるところでございます。これらに係ります補助金でございます。

戦略的豆産地条件整備事業補助金でございますが、これは町内の2地区に対しまして、黒豆の脱粒機、こういったものを助成しようとするものでございます。

それから、生産物作付奨励金2,038万円の関係でございますが、19年度から品目横断的経営安定対策事業がスタートするわけでございますが、この部分では一定規模以上の農業者でございますとか組織が対象でございますして、規模が小さい農家は対象にならないという部分がございます。そういった部分も含めて、単費で助成できないかという部分での黒大豆、小豆、京野菜、あるいはソバ、こういったものを対象に生産団地化を促進するために、基本としては10アール当たり1万円という形での作付奨励を行うものでございます。

それから、87ページの関係でございますが、農地・水環境保全向上対策補助金894万4,000円を計上させていただいております。これは、中山間地の直接支払事業の対象とならない地域12集落あるわけでございますが、これらにかかわります補助金を計上させていただいたところでございます。

京の稲作担い手緊急支援事業補助金1,127万8,000円でございますが、集落営農組織の組織化あるいは法人化、こういったものを支援するという事で、19年度は3地区に対しまして機会導入に対する補助金を計上させていただいております。

畜産事業費の2,369万8,000円の関係でございますが、主に畜産振興対策事業ということで計上させていただいております。

ページをめくっていただきまして、88ページでございますが、一つはストックヤードを設置いたすもの、それから、備品購入ということで828万円を計上させていただいております。これは、堆肥の消費拡大、あるいは散布体制を機能的に行うということで、堆肥の運搬機あるいは自走式の散布機を購入するものでございます。

それから、続いての農地費の関係でございますが、19年度は4億3,396万1,000円の計上とさせていただいております。1億8,550万円余りの大きな減額になったところでございますが、これにつきましては、和知の集落道長瀬線、これの完了に伴いまして、ほぼ同額が減額となっております関係での予算計上ということでございます。

なお、中山間のふるさと緊急農道整備事業3,776万7,000円でございますが、工事請負費にも出てまいりますが、安栖里・坂原線の改良工事でございます。

南丹農用地総合整備事業の関係でございます。今回、1億1,270万円を計上させていただいております。19年度の全体の事業費が27億円というふうに見積もられておりまして、これの負担部分3.67%を掛けまして算出したものでございます。

あと、89ページに出てまいります小規模農業基盤整備事業2,199万5,000円については、町内3地区の農業施設、水路の整備を行おうとするもの。それから、最下段の小規模老朽ため池整備事業800万円については、升谷、奥の谷池の改良という部分での計上でございます。

以下、91ページの農村情報施設管理費の関係でございます。これについては、ケーブルテレビあるいは有線情報システム、こういった部分での維持管理経費を計上させていただいておりますが、財源内訳のその他の部分、一般財源はゼロということで、維持管理については使用料等で賄えるというような状況で運営ができておるところでございます。

少し飛びますが、93ページでございます。

最下段、丹波食彩の工房の運営費ということで、今回指定管理者の意向に関しまして、全額廃目ということにさせていただいております。

94ページの林業費の関係でございますが、林業総務費では職員の人件費を主なものとして計上させていただいたところでございます。

95ページの林業振興費の関係でございます。上から4段目の公有林整備事業1,962万4,000円ということで、和知の町行造林、これに係ります整備事業を計上させていただいております。

それから、森林整備地域活動支援事業ということで、3,634万6,000円を計上させていただいております。町内の68団地におきまして、現況の調査あるいは作業道、境界の明示等を行っていただく部分について、支援をいたすものでございます。

その下の緑の公共事業については、3,991万円の計上をさせていただいております。町内全体から見まして、間伐を200ヘクタール、あるいは間伐材の搬出を1,050立米、こういった形で見積もりをさせていただいて、今回計上させていただいたものでございます。

下から3つ目の森林管理道開設事業、これにつきましては、9,948万円ということで、林道峰線の開設に伴う事業費でございます。

それから、少しページが飛ぶわけですが、98ページでございます。

商工費の関係でございます。これの商工振興費、99ページの関係でございますが、3,632万1,000円の計上をさせていただいております。うち、商工業振興事業ということで2,992万9,000円の計上でございます。

負担金・補助及び交付金の欄を見ていただきますと、商工会小規模事業経営支援事業補助金ということで2,902万9,000円を計上させていただいております。これの考え方につきましては、京都府の補助金の2分の1相当分を3商工会統一して補助しようとするものでございまして、18年度はここは2,103万6,000円になっておったところでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、100ページの委託料の関係でございます。上から、委託料の3段目、特産館「和」管理運営委託料ということで、指定管理者の移行ということで、800万円の委託料を計上させていただいております。

それから、その下のわち山野草の森管理運営委託料でございますが、これにつきましても、条例といたしましては昨年12月に指定管理者へ移行できるということで定めさせていただいたわけですが、内容等十分この1年をかけて精査をさせていただきたいということで、19年度の指定については、現時点では見送りをさせていただきたいというふうに考えておるところでございまして、業務委託ということでの2,000万円の計上とさせていただいたところでございます。

なお、これの前年度の委託料は、2,291万3,000円を計上させていただいたところでございます。

101ページの土木総務費でございますが、これについては職員の人件費を主なものとして計上させていただいたところでございますが、土木管理費の人件費の構え方はそれぞれ、道路橋梁費でございますとか、あるいは住宅とか、そういったところに分散をして人件費を組んでおりました。しかしながら、19年度は土木関係の職員の人件費を一括してこの土木総務費に計上させていただくという整理をさせていただいております。

ページをめくっていただきまして、104ページの道路維持費の関係でございます。19年度は2,281万円ということで、前年度比較1,114万円の減額になっております。

18年度は、除雪車1台600万円、こういったものの計上をさせていただいたわけですが、こういったものが減額になったところでございます。

105ページの道路新設改良費につきましては、4億5,554万5,000円ということで、全15路線を計画させていただいております。

ただ、この道理改良費の計上の考え方でございますが、もともと全線用地の購入、こういったものが必要な改良分については、用地の購入に係る経費等を先に予算に計上するという事で、工事費は用地交渉が確実に整うまでは計上しないというような形で整理を一定させていただいております。そうさせていただかないと、用地交渉が難航するなり遅れたりすると、どうしても年度末になって工事費を減額、あるいは繰り越しというような手法をとらざるを得ない場合もございます、できるだけ用地交渉が確実に整った段階で、補正で工事請負費なりを計上させていただくという形での整理を一定させていただきたいというふうに思っているところでございます。

それから、少し飛びますが、107ページの河川改良の関係でございます。2,530万円の計上でございますが、工事請負費に2,000万円を計上させていただいております。これは、18年度の補正からお世話になりました和知、大倉谷川の改修でございます。

なお、当初、これを18年から20年の3年計画ということで計画をして予算化を進めようといったしておったわけでございますが、財政状況、そういった部分も含めまして検討させていただく中で、少し期間を延ばさせていただきまして、5年計画ということで事業費を平準化させていただいて、19年度から計上させていただいたところでございます。

その下の水資源開発対策費の関係でございますが、1億683万2,000円の計上でございます。特に大きなのは、公有財産の購入費、これがございまして、これはダムに関連で、町道のつけかえ道路の工事を行っておるわけでございますが、この土地の購入費、あるいは負担金の7,928万2,000円につきましても町道のつけかえということで、町道235号線、それから林道のつけかえ、これの事業負担を支出するものでございます。

ページをめくっていただきまして、108ページ、都市計画費の都市計画総務費の関係でございます。

委託料で、425万円計上させていただいております。都市計画法が改正されまして、都市計画のマスタープラン、こういったものの作成が義務づけられたことによる計上でございます。

それから、都市公園費の関係でございますが、109ページの工事請負費の4,636万2,000円につきましては、須知の都市公園整備ということで今回計上を引き続きさせていただくものでございます。

110ページの住宅建設費の関係でございます。この住宅建設事業、3,570万円計上

させていただいておりますが、三ノ宮団地の最終の工事ということで、団地内の舗装工事、こういったものを主なものとして計上させていただいたものでございます。

111ページの消防費につきましては、広域消防の負担金2億3,126万9,000円、あるいは非常備消防費で消防団の活動運営、消防施設の維持管理ということで、8,918万6,000円計上させていただいております。

ページをめくっていただきまして、113ページの消防施設費の関係でございますが、防火水槽を5基設置するというので、現在予定いたしておりますのは、旧丹波町内に3カ所、旧瑞穂町内に2カ所という予定でございます。

それから、防災費が19年度は487万5,000円ということで、前年度に比較して2,700万円余りの大幅な減額になってございます。これの関係につきましては、18年度は京都府の衛生通信防災システム、これを京都府が設置されるという負担金が2,200万円計上があったということでの減額分でございます。

ページをめくっていただきまして、教育費でございます。

115ページの事務局費の関係でございますが、この事務局費につきましても、特別職あるいは職員の人件費を主に計上させていただいておりますが、これまで社会教育費に計上いたしておりました学童保育の関係、これをやはり事務局できちっと整理をして持つべきであるということで、計上替えということで、ここに918万4,000円計上させていただいております。

それから、ページをかなり飛びますが、118ページでございます。

小学校費の関係でございますが、それぞれ学校管理にかかわりますものを計上いたしております。18年度は、防犯カメラ500万円あるいは水洗化工事430万円というような工事の計上をさせていただいたところでございます。こういったものが完了いたしまして、減額となっておりますが、新規といたしましては、下山小学校の耐震にかかわります設計委託を887万3,000円計上させていただいたところでございます。

121ページの教育振興費の関係につきましては、学校評価システムの構築事業ということで、これは国の指定を受けて行うものでございますが、387万6,000円。あるいは、学習支援の教員の配置、これも重要なところでございます。540万4,000円を計上させていただいたところでございます。

122ページの中学校費の関係でございます。これにつきましても、経常的な学校管理に要する経費を計上させていただいたところでございます。

ページをめくっていただきまして、125ページの教育振興費の関係でございますが、こ

れにつきましても中学校の学習支援教員の配置ということで、367万8,000円を計上させていただきます。

126ページからの幼稚園費の関係でございますが、これにつきましても、幼稚園教諭の person 費あるいは園の管理についての経費を主なものとするわけでございますが、128ページに出てまいりますように、備品購入ということでバスを新たに更新いたすものが493万円計上させていただいております。

それから、従来、更新前のバスについてはグリーンハイツにとめておったわけでございますが、今回の新しいバスの購入を機に、須知幼稚園内に車庫を設置して管理をするということにいたしております。

129ページからの社会教育費の関係でございますが、先ほど申し上げました学童保育、こういったものを事務局費に経常替えをさせていただいた減額を主なものとするものでございます。

なお、131ページの公民館費、あるいは133ページの文化財保護費、134ページの保健体育総務費、体育施設費、こういったものについては経常的な経費を見積もって計上させていただいたものでございます。

135ページからの学校給食費、これにつきましても、児童数、こういったものとの関連も含めまして、給食にかかります経費を計上させていただいているところでございます。

137ページからの災害復旧費の関係でございますが、突然の災害対応のための経費として計上させていただいているところでございます。

139ページの公債費については、先ほど来申し上げてまいりましたように、繰上償還金として2億円を計上させていただいたところでございます。

以上、とりとめのない説明でございましたが、議案第19号の一般会計予算の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第20号におきます平成19年度京丹波町国民健康保険事業特別会計予算の事業勘定分について、ご説明を申し上げます。

本会計への歳入歳出予算総額は、対前年比0.2%増の17億2,963万1,000円とすることを願ひするものでございます。

まず国保事業の状況でございますが、冒頭、町長よりもありましたとおり、近年の医療給付は平成16年度に対しまして、17年度以降、14%増と急増してございます。高どまり、あるいは長期化の傾向を示してございまして、当該年度におきましても厳しい財政運営が予想

されるところでございます。

それでは、事項別明細書の3ページからの歳入でございますが、まず主なものでございます。

第1款の国民健康保険税につきましては、税率は据え置くこととしまして、前年度の収納実績あるいは直近の収納状況を勘案いたしまして、現年度分につきましては一般医療分で93.5%の収納率、また現年の退職医療分では98%の収納見込み等によりまして、4億2,571万9,000円としております。

滞納繰越分につきましては、収納見込率といたしまして、一般分では12%、退職分では20%といたしまして、総額で1,400万円で、おしなべまして4億3,971万9,000円を計上いたしております。

4ページからの第3款でございますが、国庫支出金の療養給付費等負担金、高額療養費共同事業負担金、あるいは財政調整交付金は、歳出に計上いたしております給付費等をもとに対象額を算出いたしまして、それぞれ計上いたしております。

次に、5ページの中段からでございますが、第4款の療養給付費等交付金でございますが、退職者医療に係る社会保険の診療報酬支払基金から交付されるものでございますが、歳出に計上した保険給付費等をもとにした算定ルールによりまして、2億9,878万4,000円を算出計上いたしております。

5ページ下段から6ページにかけましての第5款、府支出金につきましては、国庫支出金と同様の考え方によりまして算出をしております。

6ページ中段の第6款の国保連合会から交付される共同事業交付金の1目の分の高額共同事業交付金3,500万円につきましては、過去4カ年の平均交付額と平均拠出額を勘案いたしまして、また2目の保険財政共同安定化事業交付金1億7,300万円は、平成18年度の概算交付額を勘案し、それぞれ計上いたしております。

7ページからの第8款、繰入金については、一般会計よりの繰入金としまして、各節等国、総務省通達に基づく繰出基準等によりまして計上いたしております。

同じく、国保運営基金繰入金は、必要な歳出計上に対しまして見込まれる財源を充当いたしましてもなお不足する部分といたしまして、1億4,781万6,000円を計上いたしております。

次に、歳出でございますが、事項別明細書の10ページから12ページの中段にかけましての第1款、総務費でございますけれども、ここでは保健師の人件費でありますとか、保険税の賦課徴収業務等に総額で1,709万8,000円を計上しております。レセプト点検

の収納業務でありますとか、納付書の毎月送付から一括送付にする等の事務経費の見直しによりまして、前年度に比べまして556万円の減額といたしております。

12ページの下段から15ページの上段までの第2款でございます。

保険給付費の各項目につきましては、療養費、高額療養費については、過去の3カ年及び直近における1カ月の平均給与状況を勘案し、また出産育児一時金等につきましては、最近の状況をもとに、総額で10億3,838万5,000円を計上いたしております。

15ページ、中段からの第3款、老人保健拠出金、及び、16ページの第4款の介護納付金につきましては、厚生労働省が示す算出方法によりまして所要額を見込んでおりまして、第5款の共同事業拠出金は、高額医療費に対する円滑な財政運営に資するために共同で医療費、事務費を負担するものでございまして、国保連合会より示されました参考推計額によりまして、それぞれ計上いたしております。

17ページから18ページにかけましての第6款の保健事業におきましては、総額で1,675万3,000円を計上し、疾病予防費としての標準ドック対象者190名、あるいは脳ドック対象者70名等を見込んだ人間ドック助成金854万4,000円を含みまして1,094万3,000円を、また健康管理センターの施設管理経費、あるいはスポーツ講座、健康教育等経費としまして581万円を計上いたしております。

18ページの下段以降につきましては、基金利子の積み立てをはじめとしまして、歳入における特別調整交付金において措置される和知診療所等への繰出金等、所要の経費を計上させていただきます。

以上、国保予算の事業勘定分の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（岡本 勇君） ここで、暫時休憩といたします。

再開は、午後1時からといたします。お間違ひのないよう、1時からでございます。よろしくお願ひします。

休憩 午前11時50分

再開 午後 1時00分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、失礼をいたします。議案第20号の京丹波町国民健康保険事業特別会計の施設勘定につきましての説明をさせていただきたいと思ひます。

議案第20号のはじめに水色の仕切りが入っておりまして、その仕切りの次が質美診療所勘定となっておりますので、お開きを賜りたいと思ひます。

まず質美診療所勘定でございますけれども、歳入歳出、19年度1,724万円を計上させていただきます。昨年よりも386万円の減額、約18%の減ということでございます。

続きまして、事項別明細の3ページでございますが、歳入からご説明申し上げます。

診療収入、外来収入でございますが、合計で本年度1,696万1,000円計上させていただきます。前年度に対しまして211万4,000円の減額でございます。これにつきましては、一定患者数の減少等も影響しておるところでございます。

続きまして、5ページでございますが、歳出の5ページで、総務費施設管理費の一般管理費でございますが、これも昨年と比較いたしまして379万円の減額となっております。これの主なものにつきましては賃金でございますが、賃金505万3,000円計上させていただきます。昨年度と比べますと377万2,000円の減額といたしております。

まずこの要因につきましては、瑞穂病院から、週1回ですが医師の派遣を賜っておりますのと、また事務職員につきましては、嘱託から臨時に任用替えを行ったことによりますところの減額でございます。

以上、簡単でございますけれども、質美診療所勘定の説明にかえさせていただきたいと思っております。

続きまして、和知診療所勘定でございますけれども、和知診療所勘定におきましては、歳入歳出3億6,270万円させていただきます。昨年度と比べますと1,618万4,000円、約4.3%の減額となっております。ところでございます。

それでは、事項別明細の3ページでございます。

まず、歳入でございます。

診療収入の入院収入でございますが、18年度の診療見込みを基礎といたしまして、本年度合計で4,914万2,000円とさせていただきます。比較をいたしますと、1,307万円の減ということでございまして、これも診療報酬改定等による減収が影響しておるところでございます。

下の外来収入につきましては、4ページに続いてございまして、4ページの外来収入の合計2億460万6,000円と計上させていただきます。これも、昨年度と比べますと2,022万9,000円の減ということでございまして、これらの影響につきましては、診療報酬もございまして、また外来患者数の減少部分も見込んでおるところでございます。

続きまして、5ページでございますが、5ページの中ほど、繰入金につきましては、一般

会計から8,736万円繰り入れを予定しておりまして、昨年度より1,606万3,000円の増額ということでございます。

6ページの諸収入につきまして、雑入でございますが、昨年度と比べますと78万円の増額といたしております。これにつきましては、19年度から職員給食費を雑入の方に計上させていただくための増額でございます。

続きまして、7ページの歳出でございますが、総務費、施設管理費、一般管理費につきましては、対比いたしまして771万5,000円の減額となっております。これの主なものにつきましては、給与費等で合わせまして502万2000円の減額となっております。これは、18年度中の異動、給与改定による減額でございます。

また、下の賃金につきましては、4,500万9,000円計上いたしております。これも昨年と比べますと797万1,000円の減額でございます。これにつきましては、臨時医師等の減員を見込んだものでございまして、和知診療所におきましても、瑞穂病院から常勤の医師1名、週1回派遣をいただいておりますし、できるだけ今後宿直等につきましては常勤医師で対応というように思っております。

続きまして、8ページでございますけれども、中ほどの委託料につきまして、特に業務委託料といたしましてシルバー人材センターに委託いたしまして、清掃とリハビリ送迎をお願いいたしたく、180万円計上させていただいております。

続きまして、9ページの下、医業費でございますが、ずっと10ページにかかわってきておりますけれども、医業費の合計1億3,141万4,000円計上させていただいております。昨年度に比べますと851万9,000円の減額ということでございまして、主なものにつきましては、中ほどの医薬品材料費等につきまして、事業費で600万円の減、検査委託料につきましては60万円、合わせて660万円等の減額をいたしております。

これにつきましては、先ほど申し上げましたような患者数の減少も、そういうこともございますし、またできるだけ医薬品等につきましては少数単位で購入して、在庫を少なくするというものもございまして、減額とさせていただいております。

続きまして、和知歯科診療所でございますけれども、和知歯科診療所につきましては、歳入歳出7,113万円と定めさせていただいております。昨年より202万3,000円の減、3%の減で計上させていただいております。

それでは、事項別明細の3ページでございます。

歳入でございますが、診療収入、外来収入につきましては、5,402万5,000円、170万7,000円の減額とさせていただいております。

また、下の繰入金につきましては920万円、昨年度より64万9,000円の減額とさせていただきます。

続きまして、4ページの諸収入でございますが、雑入といたしまして、190万4,000円、180万4,000円の増となっております。これの主なものとしたしましては、臨床研修医受入委託収入ということで160万円計上させていただきます。これにつきましては、前年度は国庫支出金で計上しておりましたが、厚労省の指定病院から、その病院経由で受け入れをするということになりまして、19年度、雑入で計上させていただきます。

続きまして、5ページの歳出でございますけれども、総務費、施設管理費、一般管理費におきまして117万8,000円の減額といたしております。

これも、中ほどの7番、賃金でございますけれども、ここで嘱託の歯科の助手をお世話になっている方が1名やめられましたので、その部分、125万3,000円減額とさせていただきます。

それから、7ページの医業費等につきましては、合計で1,115万5,000円、147万4,000円の対前年度に対しまして減額といたしております。これにつきましては、主に医業費、消耗品代、需用費等で60万円、それから衛生材料費といたしまして委託料、主に歯科技工の委託料といたしまして84万円を減額させていただきます。これにつきましては、経費等の節減等を図ったものでございます。

以上、簡単でございますけれども、施設勘定につきましてはの補足説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 岩崎住民課長。

○住民課長（岩崎弘一君） 続きまして、議案第21号の平成19年度京丹波町老人保健特別会計予算についてご説明を申し上げます。

本会計の歳入歳出予算総額は、老人保健法等の関係法令に基づきまして、21億214万円を計上いたしたものでございます。

まず歳入でございますけれども、事項別明細書の3ページからでございますが、本会計制度の歳出から見ました支払基金及び公費の負担割合、一般的には基金は12分の6でございますし、国は12分の4、また府・町それぞれについては12分の1ということがルールでございます。それに基づきまして、第1款、社会保険診療報酬支払基金から医業費及び手数料交付金として10億7,538万8,000円、また第2款の国庫支出金として6億8,381万7,000円、第3款の府支出金につきましては1億7,095万4,000円、

4 ページの第4 款の一般会計からの繰入金といたしましては1 億7, 1 8 7 万5, 0 0 0 円、その他諸収入を見込みまして計上させていただいております。

次に歳出でございますが、事項別明細書の6 ページからでございます。

第1 款の医療諸費につきましては、平成1 7 年度末より対象者数の減少がございまして、対前年度の予算見積もり時点より、現時点におきまして1 9 3 名減少しておりますとともに、また高額な給付費等が減少傾向を呈してございまして、算出に当たりましては直近の1 0 カ月の状況、及び、平成1 4 年1 0 月よりの前期高齢者制度がありまして、5 カ年間老人保健には対象となつてこなかったわけでございますが、5 カ年を経過しました本年の1 9 年の1 0 月より順次7 5 歳を迎えられて、老人保健の受給対象者になられるということがございます。

1 0 月以降になります。当該年度中に1 5 2 人の方々が見込まれるという状況でございまして、そうしたものを勘案いたしまして、現物支給分としましての医療給付費に2 0 億6, 0 8 2 万6, 0 0 0 円を、また現金支給分としましての医療費支給費に3, 4 1 3 万6, 0 0 0 円、及びレセプト点検の審査支払手数料に6 2 5 万、4, 0 0 0 円を計上いたしております。

その結果、第1 款の総額は2 1 億1 2 1 万6, 0 0 0 円となりまして、対前年度比につきましては8 0. 6 %といたしておるところでございます。

その他、所要なものとしまして、第2 款の諸支出金等で9 2 万4, 0 0 0 円を見込んでおるところでございます。

以上、説明とさせていただきます。

ご審議の上、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 野間保健福祉課長。

○保健福祉課長（野間広和君） 議案第2 2 号、平成1 9 年度京丹波町介護保険事業特別会計予算につきまして、主な概要をご説明申し上げます。

事業勘定の歳入歳出予算、それぞれ1 4 億7, 2 3 5 万4, 0 0 0 円、昨年比2, 7 6 5 万4, 0 0 0 円の増、サービス事業勘定の歳入歳出それぞれ9 0 1 万9, 0 0 0 円、昨年比減の1, 1 4 8 万1, 0 0 0 円として計上させていただいております。

2 項以下、省略をさせていただき、事項別明細書の3 ページをお願いします。

2 の歳入についてでございますけれども、保険料第1 号の被保険者の保険料2 億5, 8 9 7 万7, 0 0 0 円、4 4 0 万8, 0 0 0 円の増となっております。中身につきましては、5, 5 3 0 人を見込んでございまして、昨年比1 0 0 名の増となっております。

4 ページをお願いいたします。

国庫支出金、介護給付費負担金、2億4,574万円、3,059万円の減となっておりますが、この部分につきましては説明のところで施設等の給付費を15%、これにつきましては、昨年の当初はここが20%であったものが15%ということで法改正になりましたので、こちらで減額ということになっております。

続きまして、国庫補助金の調整交付金9,870万円、これにつきましては7%を見込んでおります。

地域支援事業交付金824万4,000円、これにつきましては、下段の目を廃目とし、一括で4事業を計上しております。

続きまして、5ページの支払基金の交付金についてですけれども、介護給付費交付金4億3,710万円で、31%を見込んでおります。

款5の府支出金、1、介護給付費の府負担金2億1,251万円についてですが、先ほどの国の介護給付費の負担金が5%減ったものが、ここで施設等の給付費が17.5%ということで、昨年より5%増えた分で、3,980万4,000円の増となっております。

府支出金の府補助金ですけれども、先ほどと同じく、下記目を廃目として一括412万1,000円で計上しております。

6ページをお願いいたします。

繰入金につきましては、介護給付費の繰入金1億7,625万円の部分につきましては、給付見込額の12.5%を計上しております。

9ページをお願いいたします。

歳出についてですけれども、総務費の介護認定審査会費の目3、認定審査会委託負担金1,065万4,000円、京都府へお支払いをするもので、約1,320件分を見込んでおります。

続きまして、保険給付費の介護サービス等の諸費でございますけれども、合計を10ページにしておりますが、10ページの合計のところでは12億6,109万円、約1億の増となっておりますけれども、平均月の利用者数は430人ということで、昨年よりも約70名の増となっております。

介護予防サービス等諸費につきましては合計が11ページに計上させてもらっております。5,832万4,000円となっております。この部分につきましては、減の7,700万円となっておりますけれども、要支援1、2が昨年度当初予想よりも下回っておるということで、現在115名を予定しております。

続きまして、11ページの高額介護サービス等費につきましては、合計を12ページに計

上させてもらっておりますけれども、1,826万円ということで、976万円の増となっております。これにつきましては、法改正によりまして、新第2段階の対象者の増加によるものでございます。

続きまして、5の特定入所者介護サービス等費7,027万4,000円となっております。

13ページをお願いいたしまして、地域支援事業費の目の2、一般高齢者施策事業費、ここで8事業を一般高齢者として計上しております。1,812万円となっております。

続きまして、14ページをお願いいたします。

款の4の地域支援事業費、包括的支援事業、任意事業費ですけれども、去年はそれぞれの事業に任意事業で分けておりましたけれども、今回、この包括的支援事業ということで、4事業にまとめさせてもらっております218万1,000円を計上しております。

続きまして、16ページですけれども、公債費、財政安定化基金の償還金として1,159万9,000円を計上しております。この部分につきましては、旧丹波の分の951万1,100円と、旧和知の208万7,776円を計上しております。

次に、サービス事業勘定につきましてご説明を申し上げます。

ピンクの紙をめくっていただいて、3ページをお願いいたします。

歳入、サービス収入についてですけれども、居宅支援サービス計画費の収入を879万円見込んでおりまして、ご説明申し上げておるように、初回が68件、2回目以降が2,087件ということで計上しております。

続きまして、4ページについてですけれども、款の2の事業費、居宅介護支援事業費893万9,000円、これにつきましては、主なものは介護予防サービス計画の作成の委託料となっております。

以上、ご審議いただき、ご議決賜りますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 田井水道課長。

○水道課長（田井 勲君） それでは、私から、議案第23号 平成19年度京丹波町水道事業特別会計予算について、その概要をご説明申し上げます。

歳入歳出予算ですけれども、歳入歳出総額は17億1,970万円と定めるものでございます。

2項を省略させていただきまして、地方債でございますけれども、地方債の起債の目的などにつきましては、第2表、地方債による。

一時借入金でございますけれども、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるもの

でございます。

4 ページをお開きいただきたいと思います。

第2表の地方債でございます。起債の目的、簡易水道事業で、限度額が6億3,830万円。

なお、起債の方法なり、利率、償還の方法については、ごらんとおりですので、お目通しをいただきたいというふうに思っております。

予算に関する説明につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思いますので、3ページをお開きいただきたいと思います。

はじめに歳入でございますけれども、分担金及び負担金で、水道事業費分担金でございます。本年度予算額3,063万7,000円で、前年度比1,590万7,000円の増となっております。

内訳といたしましては、グリーンハイツより基金積立分担金としまして1,200万円、丹波・瑞穂地域で年間20件の加入見込みをしております273万円、和知地域での加入見込みを2件ということで21万円を見込んでおります。

また、開発団地における新規加入分担金でございますけれども、115件を見込んでおります。1,569万7,000円を計上させてもらっております。

次に、同じく1目の水道事業費負担金でございますけれども、本年度予算案1,095万円で、前年度費100万円の減ということになります。

給水工事負担金といたしまして、既成開発団地における給水工事負担金、本工事に合わせまして各取り出しをメーターまで設置をするものでございまして、1件当たり平均をさせていただいて8万円をいただいておりますもので、この115件分を計上させていただきまして920万円。

また、2節の水道管移設工事負担金といたしまして、府道口八田・大河内線の辻区地内の広場橋の改良工事に伴います移設工事負担金で、175万円を見込ませてもらっております。

使用料及び手数料でございますけれども、水道使用料といたしまして5億965万6,000円を見込んでおります。前年度比594万円の増でございます。

18年度の実績を参考にさせていただきまして、1カ月当たり4,180万円の12カ月分で5億160万円、またグリーンハイツの使用料といたしまして、12カ月分で705万6,000円を計上させてもらっております。

次に、4ページの下段になりますけれども、3款の国庫支出金でございます。

施設整備費国庫補助金ですけれども、本年度予算額2億152万6,000円で、前年度

比538万1,000円の減になるものでございます。内容といたしましては、丹波・瑞穂地区の水道施設整備費国庫補助金で、補助基本額の4分の1の補助ということで6,931万5,000円と、和知簡易水道施設整備費の国庫補助金といたしまして1億3,221万1,000円を見込んだものでございます。

5ページの府支出金に参りまして、施設整備費府補助金でございますけれども、本年度予算額3,855万2,000円で、前年度比1,396万2,000円の増ということになります。

この補助金でございますけれども、工事実施の翌年度から補助基本額の10%を5カ年にわたり交付されるものでございまして、起債の元利償還金に充当されるための補助金でございます。

内訳といたしましては、丹波・瑞穂の上水道事業分で、16年から18年度分の負担金で1,392万5,000円、和知簡易水道事業分としまして2,462万7,000円を見込んでおります。

次に、下段の6款、繰入金でございますけれども、一般会計繰入金で予算額が2億4,021万5,000円、先ほど一般会計の方からのご説明にありまして、繰出基準に基づく一般会計からの繰入金でございます。起債元利償還金の2分の1の繰入額を計上させてもらっております。

次に行きまして、6款の繰入金で、同じく繰入金で、基金繰入金ですけれども、本年度4,753万8,000円を水道事業基金からの繰り入れを計上させてもらっております。

最下段の9町債でございますけれども、簡易水道事業債ですが、本年度予算額6億3,830万円で、内訳といたしましては丹波瑞穂の統合簡易水道事業で3億8,500万円、和知の統合簡易水道整備事業で2億5,330万円を予定しておるところでございます。

次に、7ページの歳出でございますけれども、水道管理費の1目、一般管理費でございますけれども、本年度予算額3億3,520万9,000円で、昨年度の比較で減額の1,221万3,000円でございます。

内訳といたしましては、水道事業で2億5,049万6,000円、グリーンハイツ簡易水道事業として1,905万6,000円、人件費として6,565万7,000円を計上しております。

主なものにつきましては、人件費で9名分の一般職の給料3,146万円のほか、職員手当や共済費等を計上させてもらっております。

次に、11の需用費でございますけれども、浄水場などの光熱水費に5,791万2,0

00円、次のページ、8ページになりますけれども、塩素やパックなどの医薬材料費に933万4,000円を計上しております。これにつきましても、18年度実績による計上としております。

次に、13節の委託費では、主なもので施設維持管理委託料4,947万円を見込んでおられるわけですが、これまで第三者委託といたしまして、日常管理の委託をしておりましたけれども、このほかに濁土や膜ろ過設備、また管路施設の保守点検なり、水質の管理業務などについて委託範囲を広げ、漏水等に備えまして対応していきたいということで大きくなっております。

また、水質検査委託料につきましても1,196万9,000円、それからシルバー人材センターの方でお世話になっておりますメーター検診委託料が885万円などになっておられるわけでございます。

次に、下段の15節、工事請負費でございますけれども、3,196万2,000円で、内訳といたしましては、府道口八田・大河内線の水道移設工事に480万円、維持補修工事といたしまして、取水なり送水ポンプの更新や、各施設の配管などの損傷箇所の修繕、また漏水修理やメーターの取り替え等に充てる予定をしております2,716万2,000円を見込んでおります。

9ページに行きまして、25節の積立金ですけれども、5,055万3,000円、簡易水道事業基金積立金として見込んでおりまして、起債元金償還の充当財源として交付される府補助金の3,855万3,000円とグリーンハイツの分担金1,200万円を積み立てる予定をしております。

次に、2款の施設費でございます。

水道施設費で、上水道事業で丹波・瑞穂地区で実施しております統合簡易水道整備工事費を5億106万円計上させてもらっております。その主なものといたしましては委託費で、開発団地内等の配管測量設計に500万円、戸津川送配水管の施設用地の業務委託料また登記委託料に30万円と100万円を計上させてもらっております。

工事請負費につきましては、19年度の計画は、質志の地区から戸津川地区への送配水設備、また第二水源浄水場なり野丸浄水場から畑川浄水場で集中監視をするための遠方監視施設の整備、また未給水団地への給水を行うための団地内配管整備を予定しておりまして、4億3,866万円を計上させてもらっております。

次に、19節の負担金・補助及び交付金でございますけれども、ダム建設負担金ということで、京都府の本年度工事費が2億9,000万円というふうにお伺いしておりますので、

これの18.5%を計上させていただきまして、5,365万円とさせてもらっております。

次に、2目の簡易水道施設費でございますけれども、和知地区で実施をしております簡易水道事業でございます。4億300万円を計上させてもらっております。主なものとしたしましては、広野地内のJR踏切の測量設計なり、北部浄水場の建設に伴う要点管理委託に2,100万円、上乙見のポンプ室の登記委託に100万円を見込んでおります。

また、工事請負費では、19年度の計画で北部浄水場の建設をはじめ、中央配水系統では小畑地区の配水管布設、西部配水系統の立木、出野、の稲次、大簾区内の配水管の布設を予定しておりまして、3億7,779万円を計上させてもらっております。

最後に、3款の公債費でございますけれども、元金が2億7,877万9,000円、利子につきましては2億165万2,000円を計上しておりまして、長期債の償還利子なり元金に充てる予定をさせてもらっております。

以上、議案第23号の説明とさせていただきます。

引き続きまして、議案第24号 平成19年度京丹波町下水道事業特別会計予算についてご説明申し上げたいというふうに思います。

第1条の歳入歳出予算の総額は、それぞれ9億9,000万円と定める。

第2条の債務負担行為でございますけれども、債務負担をする行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表、債務負担行為による。

地方債、第3条でございますけれども、地方債の起債の目的等につきましては、第3表、地方債によるものでございます。

一時借入金でございますけれども、一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定めるものでございます。

4ページをお開きいただきたいというふうに思います。

第2表、債務負担行為でございますけれども、事項といたしましては、特定環境保全公共下水道事業、下山浄化センターの施設の建設工事でございます。期間は20年度まで、限度額といたしましては1億5,300万円を予定しております。

この工事は、第1期工事といたしまして、平成5年から平成13年度までにわたりまして、2分の1といいますか、1基の処理場を建設させていただいたわけでございますけれども、平成14年から17年度までを事業を休止しておりましたが、平成18年度から事業を再開いたしまして、下山浄化センターの2分の1系列というのですか、2つ設けます1つ分の浄水場の実施設計を行っておりまして、平成19、20年度にかけて下山浄化センターの増設と管渠の接続をを行う整備を完成させるものでございます。

2カ年の工事費が2億2,700万円予定しております、平成19年度に7,400万円、20年度に先ほど申し上げました1億5,300万円を予定させてもらっております。

次に、5ページの第3表、地方債でございますけれども、起債の目的、下水道事業で4,190万円、資本費平準化債で1億4,650万円を予定しております、合わせて1億8,840万円となるものでございます。

なお、起債の方法なり、利率、償還の方法につきましては、ごらんとおりですので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次に、予算に関する説明でございますけれども、事項別明細書により説明をさせていただきますので、3ページをお開きいただきたいというふうに思います。

はじめに歳入でございますけれども、1款の分担金及び負担金、1目の下水道事業費分担金でございます。本年度予算額2,931万円で、昨年比1,111万円の増となるものでございます。

主なものとしましては、2節の特定環境保全公共下水道事業費分担金で、下山地区の分担金、事業費の20%分、1,566万円と、新規加入分担金といたしまして1件を見込んでおりまして、105万円を計上させてもらっております。

なお、3節の浄化槽市町村整備推進事業分担金では、1,153万円を見込んでおりまして、5人槽の設置が16基と、7人槽の設置14基、合わせて30基分の分担金を見込むものでございます。

次に、農業集落排水使用料で、本年度予算が8,827万2,000円で、主なものとしたしましては、18年の12月の調定額をベースにいたしまして算出した金額が8,807万2,000円ということになります。

次のページに行きまして、林業集落排水使用料なり、5目の浄化槽使用料につきましても、農業集落排水使用料と同様に18年度実績により見込んでおりますので、ごらんいただきたいというふうに思います。

5ページに行きまして、国庫支出金でございますけれども、下水道事業国庫補助金で、本年度予算5,196万9,000円で、前年度比1,564万円の増でございます。この内訳につきましては、特環事業費国庫補助金、下山地区の下水道事業を見込んだものでございまして、4,230万円を予定しております。

浄化槽の事業費国庫補助金におきましては、966万9,000円を予定するものでございます。

府の支出金でございますけれども、下水道事業費府補助金で、本年度予算額2,558万

9, 000円で、農業集落排水事業費補助金、また2節の特定環境保全公共下水道事業費府補助金、また次のページに行きまして、3節の浄化槽市町村整備推進事業費府補助金で、いずれも先ほど申しましたように、起債の元金償還に充当する補助金となっておりますのでございます。

次に、6款の繰入金でございますけれども、本年度5億1,474万円を予定しております。農業集落排水事業分に2億2,064万2,000円、特定環境保全公共下水道事業分に2億5,131万8,000円、浄化槽市町村整備事業費に4,278万円を充当することとしております。

次のページに行きまして、7ページの最下段、9款の町債でございますけれども、下水道事業債に本年度予算1億8,840万円、対前年度比150万円の減ということで、それぞれ事業債でございます。主なものといたしましては、資本費平準化債、集落排水の分が4,940万円、公共下水の資本費平準化債が9,710万円を見込んでおるものでございます。

次に、8ページに行きまして、3番の歳出でございますけれども、1款の総務費、1目の一般管理費で、本年度予算5,498万1,000円を見込みまして、昨年比48万8,000円の減ということになっておりまして、職員7名分の人件費を見込んだものでございます。

次に、2款の下水道費、施設整備費でございますけれども、本年度予算149万8,000円で、昨年比361万1,000円の減ということになっております。この施設整備費につきましては、農業集落排水事業に充てておりまして、主なものといたしましては15節の工事請負費で、国や府道の道路改良工事に伴うマンホール高調整工事に80万円を計上したものでございます。

また、2目の施設管理費でございますけれども、今年度予算1億252万4,000円で、農業集落排水処理施設16処理場の管理事業に9,917万9,000円、林業集落配水施設2処理場の管理事業に218万7,000円、簡易排水施設1処理場の管理事業に115万8,000円を計上させてもらっております。主なものといたしましては、それぞれの19処理場の光熱水費に2,431万4,000円、経年による老朽化や故障、不良箇所 の修繕料として900万円を見込んでおります。

次の10ページに行かせていただきまして、13節の委託料でございますけれども、いずれも船井郡衛生管理組合に委託をしております維持管理経費、また汚泥脱水業務委託料1,451万2,000円、汚泥引抜委託料2,000万円などを計上させてもらっておりまして、18年度実績に基づき、算出をさせてもらっております。

次の11ページ、下水道費でございますけれども、1目の施設整備費で8,074万9,000円で、公共下水道施設整備事業に充てております。主なものといたしましては、13節の委託料で、先ほども申し上げましたように、下山地区の2期工事の実施に当たりまして、下水道事業団の方へ委託をするものでございまして、7,700万円を計上させてもらっておりますし、その上の測量設計管理業務委託料、うちの300万円になるわけですが、管の接続のための測量設計委託業務に充てております。

次に、12ページに行きまして、同じく施設管理費でございますけれども、これは公共下水道施設の4処理区の管理事業を見込んでおるものでございます。それぞれ18年度を実績といたしまして見込んでおりますので、お目通しをいただきたいというふうに思います。

次に、13ページの2款、下水道費でございます。施設整備費で4,603万1,000円。主なものといたしましては、13節の委託料として測量設計管理業務委託料540万円を見込んでおるわけでございますけれども、平成20年度施工分として45基の予定分の設計をする予定をしております。

次に、14ページへ行きまして、15節の工事請負費で、5人槽16基、7人槽14基の計30基の浄化槽の設置工事に3,650万円を計上しております。

次に、同じく2目の施設管理費でございますけれども、6,529万8,000円を見込んでおりまして、各浄化槽の管理をいたしております管理事業に充てておるものでございます。主なものといたしましては、平成18年度管理基数約800基の清掃委託料として3,782万5,000円、19年度に新規町管理分として50基を見込みまして、850基分の保守点検委託料として2,438万9,000円を見込んだものでございます。

下の、3款、公債費につきましては、元金、利子、それぞれ3億5,832万2,000円なり、2億66万7,000円を見込んでおります。

以上、長くなりましたけれども、下水道事業特別会計予算の説明とさせていただきます。

ご審議をいただきまして、ご議決いただきますよう、よろしくお願いをいたします。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第25号 平成19年度京丹波町土地取得特別会計予算についてご説明を申し上げます。

この土地取得特別会計予算につきましては、土地開発基金の運用益を整理する会計として設けているものでございます。19年度は、歳入歳出それぞれ42万3,000円とさせていただきます。

少しページをめくっていただきまして、事項別明細書の3ページでございます。

歳入につきましては、この基金からの利子ということで、42万2,000円を計上させていただいております。現在、土地開発基金の現金の基金残高でございますが、18年度末で1億574万円を推計いたしておるところでございます、これに伴う利子を計上させていただいたものでございます。

4ページの歳出でございますが、この運用益を土地開発基金に積み立てるということで、繰出金として42万3,000円を計上させていただいたところでございます。

以上、議案第25号の説明とさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 長谷川教育次長。

○教育次長（長谷川博文君） それでは、議案第26号 平成19年度京丹波町育英資金給付事業特別会計予算についてご説明をいたします。

歳入歳出それぞれ19年度は341万円と定めるものでございます。

事項別明細をもちましてご説明を申し上げたいと思います。

3ページをお願いいたします。

基本的な考え方として、必要経費の2分の1を基金の方から繰り入れ、残りについては一般会計から繰り入れるという考え方で今年度も進めていきたいということで、繰入金をそこに計上させていただいているところでございます。

1枚めくっていただいて、歳出でございます。

主なものは、育英費の育英給付金でございます、336万円を計上いたしております。積算としましては、高校生が10人、それから専門学校生2人、大学生10人に給付をさせていただくということで計上しております。

あわせて、段1つ上ですけれども、報償費として、選考を行っていただく委員さんの報酬として1万8,000円を計上させていただいております。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長（岡本 勇君） 田端企画情報課長。

○企画情報課長（田端耕喜君） それでは、議案第27号 平成19年度京丹波町営バス運行事業特別会計予算について、概要を説明させていただきます。

今回お願いいたします予算につきましては、前年度に対しまして4,640万5,000円少ない、歳入歳出それぞれの合計額を1億715万3,000円と定めるものでございます。

また、地方自治法の規定によります一時借入金の最高額は、1,000万円と定めてお願いするものでございます。

昨年5月1日より、新路線運行を行いました町営バス事業につきましては、運行路線のおおむねすべてにつきましてスクールバスとしての運行が認められ、特定財源を地方交付税に頼ることができる予算となりました。

新年度におきましても、さらなる安全運行に努めまして、愛される町営バスを目指して頑張っていく所存でございます。

それでは、予算の説明をさせていただきます。

提案理由の説明につきましては、冒頭、町長の方からお願いしておりますので、内容を説明させていただきます。

事項別明細書の3ページをお願いしたいと思います。

歳入予算から説明をさせていただきます。

運行事業収入といたしまして、運賃収入、それから受託収入合わせまして3,735万9,000円を計上いたしております。昨年度に比べまして556万円の減額となっておりますけれども、新路線編成に伴いまして運賃を減額改定したことによるものでございます。内訳につきましては、一般乗客などからの運賃収入、それから交付税対象となります受託収入のとおりでございます。

次に、2款、府支出金のうち、府補助金が昨年度と比べまして3,694万5,000円減額となっております。大半がスクールバス路線として認められたことによりまして交付税算入されたものと、それから、運賃収入の合計見込み額が支出の経費を上回ることによりまして、市町村生活路線バス維持費補助金が皆減いたしております。あわせて、車両購入台数が本年度は2台分少ないことが主だった要因でございます。

本年度は、車両購入に係ります京都府からの補助金として679万5,000円を計上いたしております。また一般会計からの繰入金といたしまして、前年度より1,714万9,000円多い5,365万9,000円を充当しての予算とさせていただきます。

この繰入金につきましては、先ほど来申し上げておりますように、地方交付税で充当されるものでございます。

それから、ページをめくっていただきまして、4ページの町債でございますけれども、バス購入に係ります補助残の金額を、過疎債の借入れとして900万円計上させていただいております。

続きまして、歳出でございますが、5ページからでございます。

運行事業費といたしまして、本年度1億45万6,000円を計上させていただきました。昨年度に比べまして4,685万4,000円少ない予算となっております。

平成18年度までの予算につきましては、運行一般事業費分と、それからスクールバス運行事業費分の二本立てで予算計上しておりましたけれども、路線の大半がスクールバスとしての認定がなされておりますので、事業費を一本化して計上を行っております。

運行経費の内訳につきましては、バス運転手の人件費と運行に伴います燃料費等を主だったものとして経費を計上させていただいております。

なお、この予算の中には、現有しております自家用バス3台分の管理経費も一緒に含めさせていただいております。

それから、本年度もまた路線バスの老朽化に伴いまして、昨年度同様、低床型の中型ワンステップバス1台の購入を計上させていただいております。

更新対象の車両につきましては、現有の路線バスの中で最も経過年数の古い平成2年式のバスがございまして、このバスの老朽化が進み、安全運行に支障を来すおそれも考えられるために、本年度更新をお願いするものでございます。

それから、6ページ下段からの公債費につきましては、起債の借入金の元金546万2,000円と、本年度の発生分の利子73万5,000円を計上したものでございます。

以上、まことに簡単ではございますけれども、議案第27号 平成19年度京丹波町町営バス運行事業特別会計予算の概要説明とさせていただきます。

ご審議賜りまして、ご議決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 谷総務課長。

○総務課長（谷 俊明君） 議案第28号 平成19年度京丹波町須知財産区特別会計予算についてご説明を申し上げます。

19年度は、歳入歳出それぞれ148万円と定めさせていただくものでございます。

ページを少しめくっていただきまして、事項別明細書、歳入、3ページでございますが、本財産区につきましては、財産貸付収入あるいは寄附金、基金の繰入金を主な歳入といたすものでございます。

ページをめくっていただきまして、5ページでございますが、歳出でございます。

須知地区並びに竹野地区と地区が区分されておるわけでございますが、それぞれ先ほど申し上げました歳入をもちまして、財産区の管理委員会の運営並びに財産の管理ということで、須知地区については99万円、竹野地区については47万2,000円として計上させていただいたものでございます。

以上、議案第28号の説明とさせていただきます。

次に、議案第29号 平成19年度京丹波町高原財産区特別会計予算でございますが、歳

入歳出それぞれ23万円とさせていただくものでございます。

これも、少しページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入の3ページでございますが、歳入予算としては主に寄附金を主として計上させていただいたものでございます。

次のページの、これらを財源といたします歳出につきましては、財産区管理委員会の運営、あるいは財産管理に総額22万円の執行を予定するところでございます。

以上、議案第29号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第30号 平成19年度京丹波町桧山財産区特別会計予算でございます。今年度、この財産区につきましては、1億2,290万円とさせていただくものでございまして、前年度に比較しまして1億780万円増額した予算とさせていただいております。

これにつきましても、ページをめくっていただきまして、3ページでございますが、主な増減の理由といたしましては、財産収入で土地の売払収入1億449万円でございます。これは、昨年の12月の定例会でご議決をいただきました国道478号、京都縦貫自動車道の関係の土地の売払収入を計上させていただいたものでございます。

なお、あわせまして、この土地の上でございます立木等の補償費が4ページの、次のページでございますが、雑入で852万1,000円、これも計上させていただいております。

なお、歳出につきましては、5ページからでございますが、財産区管理会の運営にかかわりますものを主なものといたしまして、先ほど申し上げました土地の売払収入の関係がございまして、この部分で積立金として4,577万1,000円を積み立てることといたしております。

それから、5ページの財産管理の関係でございますが、これも先ほど申し上げました土地の売払収入の関係で、これは第2種地ということで貸付地でございますので、3分の1の支払いのルールに基づきまして、土地の売り払いについては中台、大朴にそれぞれその補償費の支出をいたすもの、あるいは立木の関係の部分での補償費を支出いたすものとして、5,952万9,000円を計上させていただいたところでございます。

なお、また諸費につきましては、それぞれ区内の諸団体の助成を行うことといたしております。

以上、議案第30号の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第31号 平成19年度京丹波町梅田財産区特別会計予算でございますが、歳入歳出それぞれ1,130万円とさせていただくものでございます。

これも少しページをめくっていただいて、3ページ、歳入の事項別明細の関係でございますが、この財産区につきましては、財産運用収入ということで、土地の貸付収入、これにつ

いては主にN T T等の携帯電話の電波塔、こういったものの収入が主なものでございますが、これと、それから財政調整基金の繰り入れ、こういったものを主な財源として予算を編成させていただいたものでございます。

歳出につきましては、5ページからでございますが、財産区の管理会の運営に係ります経費、それから5ページから6ページにかけましての財産の管理経費、それから区内における諸団体への助成を主なものとして計上させていただいたものでございます。

続きまして、議案第32号 平成19年度京丹波町三ノ宮財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ560万円とさせていただくものでございます。

これも、少しページをめくっていただきまして、事項別明細書の歳入、3ページでございますが、本財産区につきましての主な歳入につきましては、基金の繰入金を主なものとして予算を編成させていただいております。

これらを財源といたします歳出でございますが、5ページ以降でございます。財産区の管理会の運営にかかわります経費、財産区の財産の管理に要します経費、それから区内への諸団体への助成、こういったものを計上させていただいたところでございます。

続きまして、議案第33号 平成19年度京丹波町質美財産区特別会計予算でございます。

歳入歳出それぞれ390万円とさせていただくものでございます。

少しページをめくっていただきまして、3ページの歳入でございます。

この財産区につきましても、主な歳入の財源といたしますは、土地の貸付収入あるいは基金の繰入金、こういったものを歳入財源として予算を編成させていただいております。

歳出につきましては、5ページ以降でございますが、財産区の管理会の運営経費、あるいは財産の管理経費、あわせて区内における諸団体への助成を主なものとして計上させていただいたものでございます。

以上、財産区関係にかかわります予算議案の説明とさせていただきます。

よろしくお願いを申し上げます。

○議長（岡本 勇君） 上田地域医療課長。

○地域医療課長（上田 進君） それでは、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算につきまして、補足説明をさせていただきたいと思っております。

まず、表紙をめくっていただきまして、第3条でございますが、収益的収入及び支出の欄でございます。本年度におきましては、収入、支出、8億2,889万3,000円と定めるものでございまして、昨年より549万1,000円の増額となっておりますのでござい

ます。

次の2ページをめくっていただきまして、第4条でございますが、資本的収入及び支出でございまして、資本的収入2,247万5,000円、資本的支出2,447万5,000円と定めさせていただきまして、なお不足分200万円につきましては、当該年度損益勘定留保資金で補てんをするものでございます。

それでは、ずっと飛びまして7ページをめくっていただきますと、18年度の瑞穂病院事業予定の損益計算書でございます。ずっと計算をいたしまして、一番下ですが、18年度の当該年度純利益におきましては、マイナスの1億1,675万4,000円になる予定でございます。

続きまして、13ページに飛んでいただきまして、資本的収入の事項別明細でございますけれども、まず医業収益でございます。入院収益におきましては、2億412万1,000円と定めさせていただきまして、5,101万1,000円の減額でございます。これにつきましては、診療報酬の改定等の部分等が影響を受けている部分でございます。

また、外来収益につきましては4億4,234万6,000円、3,694万8,000円の増額といたしております。これにつきましては、患者増と、1人1日当たりの診療所の見込み額を増収として計算をしたものでございます。

続きまして、下の医業外収益、2目、他会計補助金につきましては1億1,600万円、昨年度より2,000万円の増額としたところでございます。

続きまして、14ページの収益的支出でございますけれども、給与費等で3億8,846万8,000円、283万6,000円の増ということになっております。これにつきましては、18年度中に医師1名、看護師3名を採用いたしまして、その部分、19年度当初で2,212万4,000円の増額をしておりますし、賃金におきましては、医師、看護師採用につきまして、賃金を1,893万8,000円、前年度より減額とさせていただいております。

経費につきましては、1億1,747万4,000円、632万2,000円の増でございますが、主に退職手当組合負担金の負担率の増加によるところのものでございます。

また、15ページの一番下ですが、減価償却費につきましては5,949万5,000円になりまして、285万5,000円の減額としておるところでございます。

それから、16ページの医業外費用につきましては、主に企業債の利子分3,266万6,000円を返還するものでございます。

続きまして、17ページでございますが、資本的収入につきましては、他会計出資金とい

うことで、一般会計から企業債の元金分2,247万5,000円を受け入れるものでございまして、その下、資本的支出で、その2,247万5,000円を起債の償還に支出をするものでございます。

以上、簡単でございますけれども、瑞穂病院事業会計の補足説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長（岡本 勇君） お諮りいたします。

議案第19号 平成19年度京丹波町一般会計予算から、議案第34号 平成19年度京丹波町国民健康保険瑞穂病院事業会計予算までの審査については、15人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することにしたいと思っております。

これにご異議はありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議案19号から議案第34号は、15人の委員で構成する「予算特別委員会」を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時13分

再開 午後 2時14分

○議長（岡本 勇君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、予算特別委員会の委員は、お手元に配付の予算特別委員会委員選任名簿のとおり選任することに決しました。

本会議終了後に、予算特別委員会をこの場において開催し、正副委員長の選任をお願いいたします。

《日程第37、特別委員会委員の選任について》

○議長（岡本 勇君） 日程第 37、特別委員会委員の選任について。

議会広報特別委員会委員に欠員が生じたので、委員会条例第 8 条第 1 項の規定により選任いたします。

お諮りいたします。

議会広報特別委員会の委員に、今西孝司君を指名したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岡本 勇君） ご異議なしと認めます。

よって、議会広報特別委員会の委員に、今西孝司君を選任することに決しました。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

よって、本日は、これをもって散会いたします。

散会 午後 2 時 15 分